

# 二本松市子育て支援計画 次世代育成支援地域行動計画

## 地域みんなで子育てサポート

・・・子どもすくすく、  
家族にここに、  
地域いきいき・・・

後期計画

平成22年2月

二本松市

## は じ め に

近年の急速な少子化の進行は、今後のわが国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるとともに、地域の持続可能性を基盤から揺るがす事態をもたらしています。さらに、少子化が進むことによって、子どもたちが健やかに育つ環境が失われ、将来的に自立した責任感のある社会人に成長することまでもが懸念されてきております。

平成 20 年の国の合計特殊出生率は 1.37 人で、福島県は 1.52 人、二本松市では 1.43 人となっております。平成 18 年 12 月に発表された「日本の将来推計人口」では、2055 年で 1.26 人になると推測されております。一般的には、人口の自然増減の境目は 2.08 人とされており、少子化がますます加速進行している状況にあります。

少子化の主な要因としては、女性の就業率が向上したものの、子育てと仕事の両立の難しさから、晩婚化・未婚化が進行していること、併せて、非正規労働者の急増など経済的理由から「出生率そのものの低下」という新たな現象も生じてきています。

このような中で、本市としても「二本松市児童育成計画（エンゼルプラン）」を継承・包括する計画として、平成 15 年 7 月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく「二本松市子育て支援計画（次世代育成支援地域行動計画前期計画）」を策定し、各種子育て支援対策を推進してまいりました。

今回の計画は、前期の地域行動計画を引き続き継承していくとともに、新たな課題でもある仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進をはじめとする更なる子育て環境の整備を図りながら、次世代育成支援を展開していくためのものであります。

次代を担う子どもたちが、地域社会の中で健全に生まれ育ち、人との関わりを大切にしながら心豊かに成長していくことは、私たちみんなの願いでもあります。

子育て家庭を取り巻く地域社会・企業・行政が一体となり、医療・保健・福祉・教育等の関係機関の連携を密にして、「子育て応援都市二本松」の実現に向けて推進してまいりたいと存じますので、今後とも皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 22 年 2 月

二本松市長 三保 恵一

# 目次

第1部 計画策定にあたって	3
1. 計画の背景	3
2. 計画策定体制	4
3. 計画の期間	5
4. 計画の位置づけ	5
第2部 二本松市の現状	9
1. 人口・世帯等の状況	9
（1）人口・世帯数・平均世帯人員の推移	9
（2）年齢3区分別の人口推移	10
（3）人口推計	10
（4）児童人口推計	11
（5）出生数の推移	11
（6）合計特殊出生率の推移	12
（7）婚姻・離婚件数の推移	12
（8）人口ピラミッド	13
2. 子育て環境の状況	14
（1）幼稚園の状況	14
（2）認可保育所（園）の状況	14
（3）認可外保育所（園）の状況	15
（4）放課後児童クラブ（学童保育）の状況	15
3. アンケート調査からみた現状と課題	16
（1）調査の概要	16
（2）居住地域	17
（3）家族人数	17
（4）子どもと同居している親族	18
（5）子どもの人数	18
（6）年齢区分別にみる子どもの人数	19
（7）今後、さらに子どもをもうけたいかに関する意向	19
（8）子どもをもうけたいと思わない理由	20
（9）地域に必要な子育て支援サービス	20
（10）母親の就労状況	21

(11) 育児休業の取得状況	21
(12) 今後の就労意向	22
(13) 働きたいと思う条件	22
(14) 自由記述による主な意見・要望	23
<b>4. アンケート調査にみる課題の対応</b>	<b>23</b>
<b>5. 前期計画目標の達成状況</b>	<b>25</b>

## **第3部 計画の基本的な方針** 29

<b>1. 基本的な視点</b>	<b>29</b>
(1) 子どもの視点	29
(2) 次代の親づくりという視点	29
(3) サービス利用者の視点	29
(4) 社会全体による支援の視点	29
(5) 仕事と生活の調和実現の視点	29
(6) すべての子どもと家庭への支援の視点	29
(7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点	29
(8) サービスの質の視点	29
(9) 地域特性の視点	29
(10) 教育の視点	29
<b>2. 後期計画のポイント</b>	<b>30</b>
(1) 子育て支援の強化	30
(2) 母子の健康確保・増進	30
(3) 教育環境の充実	30
(4) 男女共同参画、仕事と家庭の両立	31
<b>3. 基本理念</b>	<b>32</b>
<b>4. 基本目標</b>	<b>33</b>
(1) 地域における子育ての支援	33
(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	33
(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	33
(4) 子育てを支援する生活環境の整備	34
(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等	34

(6) 子ども等の安全の確保	34
(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進	35
<b>5. 計画の体系</b>	<b>36</b>
<b>6. 後期計画策定における目標値</b>	<b>37</b>
(1) 家庭類型の状況（現在）	37
(2) 保育サービスのニーズ量（推計）及び目標事業量	38
<b>第4部 計画の内容（基本施策と個別事業）</b>	<b>41</b>
<b>基本目標1 地域における子育ての支援</b>	<b>41</b>
基本施策1 地域社会全体で子育て家庭を支援	41
基本施策2 多様なニーズに合わせた保育サービスの充実	43
基本施策3 子どもに関する相談体制の充実	45
<b>基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進</b>	<b>46</b>
基本施策1 安全な妊娠・出産への支援	46
基本施策2 子どもと母親への健康支援	47
基本施策3 小児医療の充実	49
<b>基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</b>	<b>50</b>
基本施策1 多様な体験機会の拡充	50
基本施策2 自立を促す企画・事業の充実	51
基本施策3 思春期の心と身体への健康づくり	52
基本施策4 魅力ある学校教育の推進	53
<b>基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備</b>	<b>54</b>
基本施策1 快適な生活空間の整備	54
<b>基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進等</b>	<b>55</b>
基本施策1 子育ての男女共同参画	55
基本施策2 家庭生活と就労（ワーク・ライフ・バランス）の充実	56
<b>基本目標6 子ども等の安全の確保</b>	<b>57</b>
基本施策1 子どもを見守る地域の連携	57
基本施策2 子どもの安心と安全の確保	58
<b>基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進</b>	<b>59</b>
基本施策1 子どもの権利を尊重する社会風土の醸成	59
基本施策2 育児不安の軽減と虐待等の予防	60
基本施策3 援助を要する家庭への支援	61
<b>主な関連事業の内容と目的</b>	<b>63</b>

第5部 計画の推進に向けて	77
1. 関係機関や住民等との密接な連携	77
2. 計画の進行管理	77
3. 社会・経済情勢や厳しい財政状況への柔軟な対応	78
資料	81
1. 二本松市次世代育成支援地域行動計画後期計画策定委員会要綱	81
2. 二本松市次世代育成支援地域行動計画後期計画策定委員名簿	82
3. 二本松市次世代育成支援地域行動計画後期計画策定委員会開催状況	82
4. 二本松市次世代育成支援地域行動計画後期計画策定庁内幹事会要領	83
5. 二本松市次世代育成支援地域行動計画後期計画策定庁内幹事名簿	84
6. 用語の説明	85
7. 関連施設の一覧	86
8. 医療機関等の一覧	90
9. 公園一覧	93



# 第1部

## 計画策定にあたって



## 第1部 計画策定にあたって

### 1. 計画の背景

わが国の合計特殊出生率（一人の女性が一生に出産する子どもの数の平均）は、第一次ベビーブーム以降急速に低下し、平成17年までは5年連続で低下して過去最低の1.26人となりましたが、平成18年以降は増加に転じ、平成20年は1.37人（概数）となっています。しかし、この数値は長期的に人口を維持できる水準の2.08人を大きく下回っており、少子化問題は早急に取り組むべき重要課題となっています。

このような少子化の動向を踏まえ、国では平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」（以下「推進法」という。）及び「児童福祉法の一部を改正する法律」を制定し、次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進してきました。一方、地方公共団体及び事業主は、この法律に基づき行動計画を策定し、それぞれの立場で次世代育成支援対策に取り組んできました。

本市でも、平成17年3月に「子どもすくすく、家族にここにこ、地域いきいき 地域みんな子育てサポート」を基本理念とする「二本松市子育て支援計画（次世代育成支援地域行動計画前期計画）」を策定しました。

しかし、このような取組みにもかかわらず、少子化は依然進行していることから、国では平成19年12月に「子どもと家庭を応援する日本重点戦略」を策定し、一層効果的な少子化対策を進めることとしています。

重点戦略では、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造の解消には「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪として進めていく必要があるとし、特にワーク・ライフ・バランスの実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、国としても新たな取組みを進めていく方針を示しています。

本市においても、「二本松市子育て支援計画（次世代育成支援地域行動計画前期計画）」に基づき、全国的な重要課題である少子化対策に取り組み、毎年進行管理を行いながら推進してまいりました。

今後も、全国的な動向を踏まえつつ、本市におけるこれまでの次世代育成支援対策の取組みの進捗状況や課題を整理し、平成22年4月から始まる新たな行動計画として策定するものです。

## 2. 計画策定体制

### (1) 二本松市次世代育成支援地域行動計画後期計画策定委員会における審議

本市が実施する次世代育成支援、少子化対策に関する施策の総合的な計画策定にあたり、その内容に住民や有識者、子育て支援関係者等の意見を反映させる必要があるため、二本松市次世代育成支援地域行動計画後期計画策定委員会において審議を行いました。

また、同策定委員会において付託された事項については、庁内関係各課、庁内幹事会で協議検討を行いました。

### (2) アンケート調査の実施

子育て支援に関するサービスの利用実態等を調査し、その量的及び質的なニーズを把握するため、市内に居住する就学前の児童がいる世帯及び小学生のいる世帯を対象に、平成20年10月にアンケート調査を行いました。

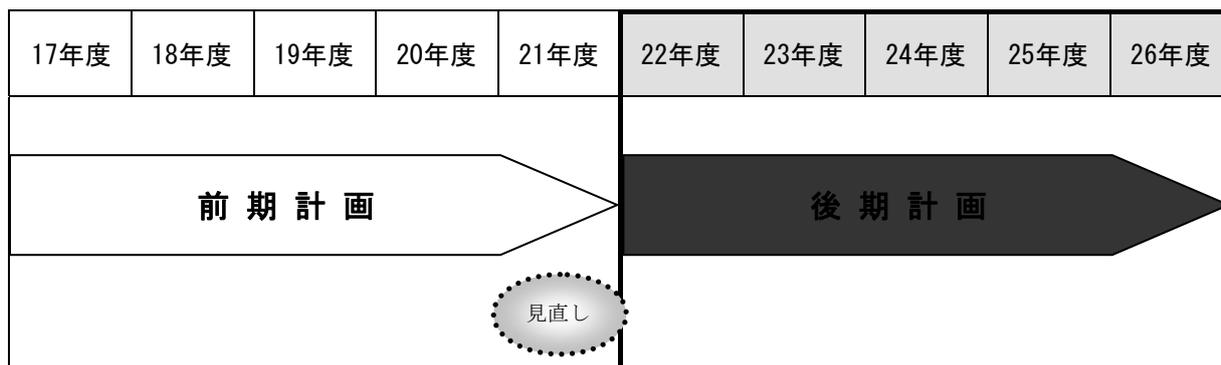
### (3) パブリック・コメントの実施

「パブリック・コメント」は、平成22年1月21日～2月10日までの21日間、二本松市役所ホームページにて計画の素案を開示して行いました。



### 3. 計画の期間

この計画は、「推進法」で規定する10年間の集中的な取組み期間のうち、平成22年度～平成26年度の5年間の後期行動計画として策定します。



### 4. 計画の位置づけ

#### ○法的位置づけ（次世代育成支援対策推進法 第8条第1項）

「市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。」

#### ○関連計画

これまでの本市の取組みとの継続性を保ち、同時にさまざまな分野の取組みを総合的、一体的に進めるために、関連計画と整合性をもったものとして定めます。





**第2部**  
**二本松市の現状**



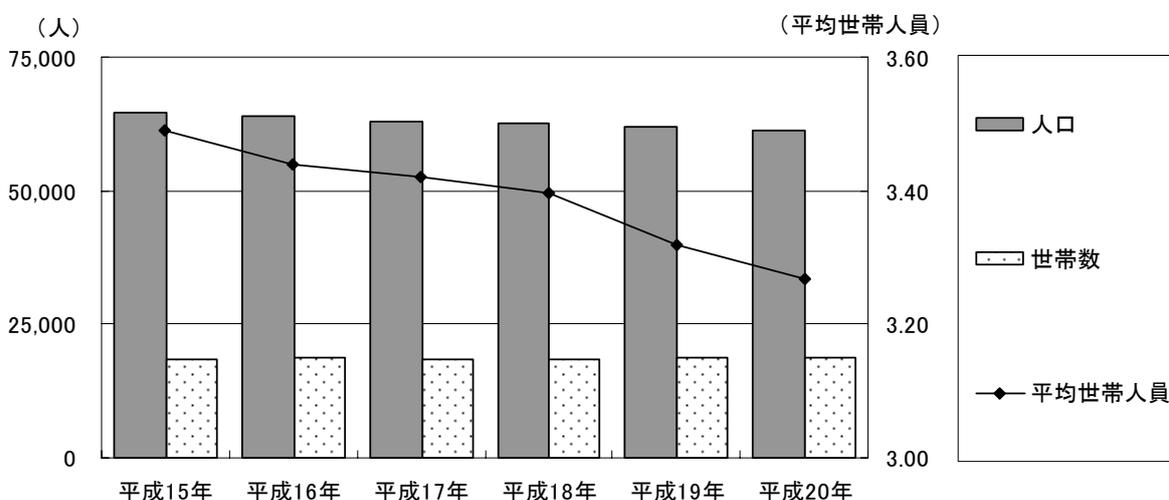
## 第2部 二本松市の現状

### 1. 人口・世帯等の状況

#### (1) 人口・世帯数・平均世帯人員の推移

本市の人口は、緩やかに減少を続けており、平成20年には61,137人と、5年前（合併前1市3町合算）に比べて3,373人、5.2%減少しています。

世帯数がやや増加傾向にあるため、1世帯あたりの平均人員は3.49人から3.27人へと減少し、人口減社会が到来しています。



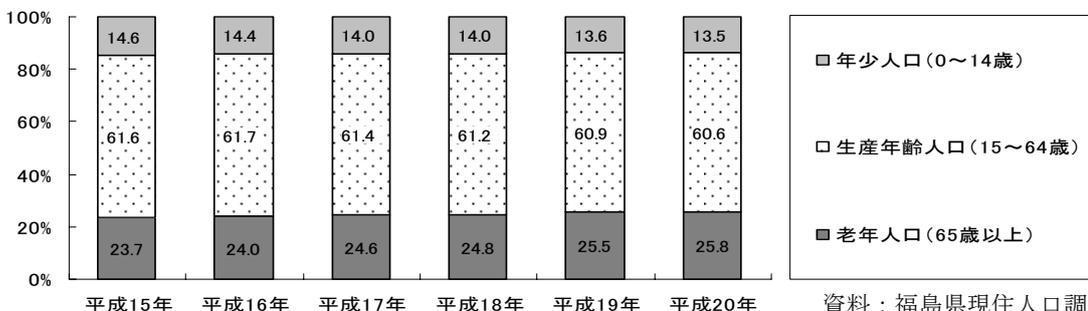
	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
人口	64,510	63,982	63,022	62,612	61,833	61,137
世帯数	18,487	18,603	18,431	18,436	18,633	18,704
平均人員	3.49	3.44	3.42	3.40	3.32	3.27

資料：福島県現住人口調査年報



### (2) 年齢3区別の人口推移

人口構造を0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口、65歳以上の老年人口の3区分で見ると、年少人口と生産年齢人口が減少し、老年人口は平成20年には25.8%と増加傾向にあり、少子高齢化は緩やかですが、着実に進行しています。



資料：福島県現住人口調査年報

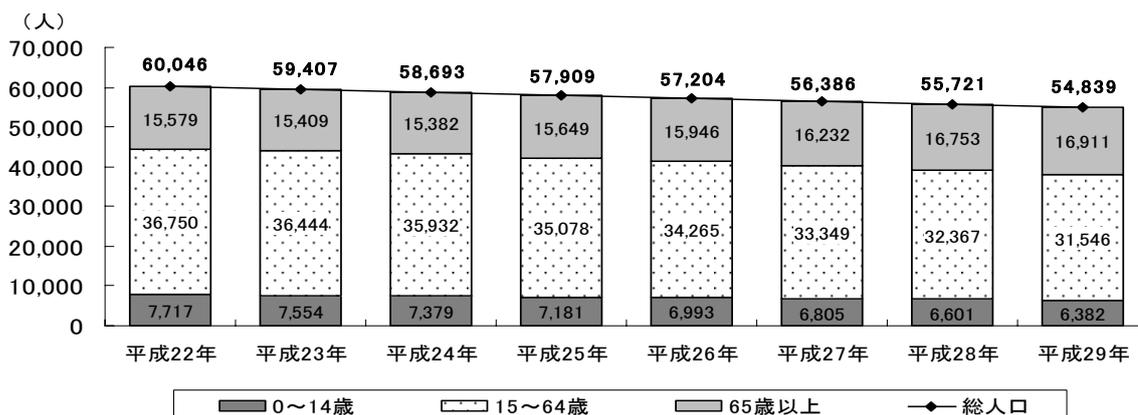
(人)

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
年少人口 (0～14歳)	9,447	9,190	8,833	8,736	8,401	8,256
生産年齢人口 (15～64歳)	39,769	39,452	38,688	38,303	37,647	37,066
老年人口 (65歳以上)	15,294	15,340	15,480	15,552	15,764	15,794

※平成17～20年は年齢不明があるため、合計が総人口とは一致しません。 資料：福島県現住人口調査年報

### (3) 人口推計

コーホート変化率法(※)による人口推計をみると、総人口は各年700人前後減少していくと考えられます。平成22年から計画達成年度である平成26年までの間に2,842人の減少が考えられます。(※)同時に出生した人口が一定期間維持されていくと仮定して、将来人口を推計する方法

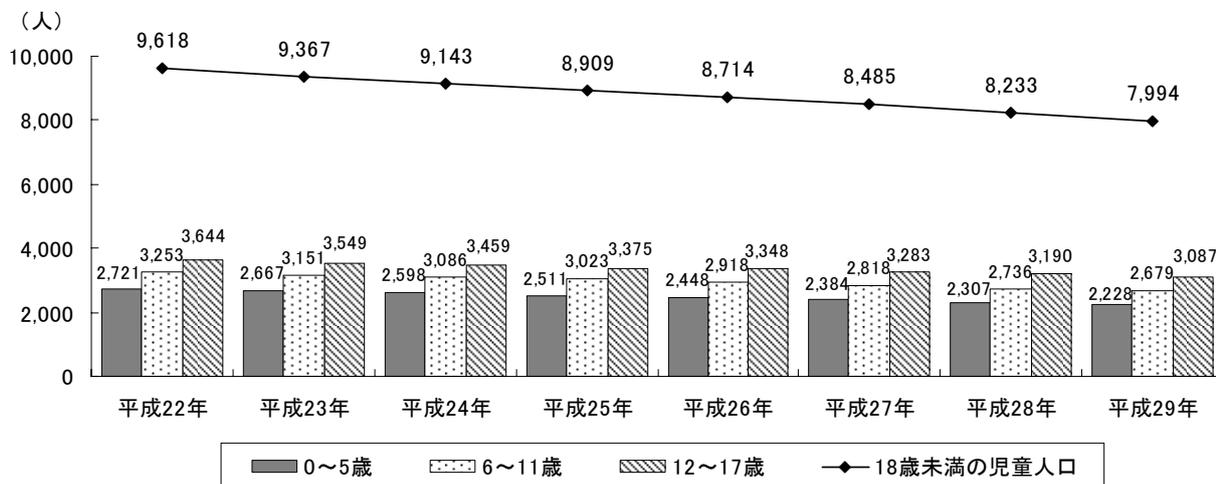


(人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	60,046	59,407	58,693	57,909	57,204	56,386	55,721	54,839
0～14歳	7,717	7,554	7,379	7,181	6,993	6,805	6,601	6,382
15～64歳	36,750	36,444	35,932	35,079	34,265	33,349	32,367	31,546
65歳以上	15,579	15,409	15,382	15,649	15,946	16,232	16,753	16,911

#### (4) 児童人口推計

児童人口を年齢別で見ると、平成22年から平成26年の5年間で、0～5歳の人口は273人、6～11歳の人口は335人、12～17歳の人口は296人の減少が考えられます。

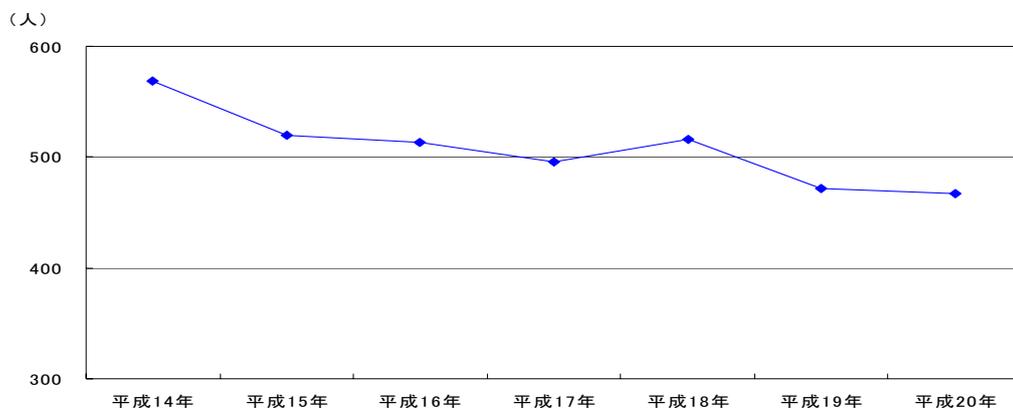


(人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
18歳未満の児童人口	9,618	9,367	9,143	8,909	8,714	8,485	8,233	7,994
0～5歳	2,721	2,667	2,598	2,511	2,448	2,384	2,307	2,228
6～11歳	3,253	3,151	3,086	3,023	2,918	2,818	2,736	2,679
12～17歳	3,644	3,549	3,459	3,375	3,348	3,283	3,190	3,087

#### (5) 出生数の推移

本市の出生数は、平成14年から17年までは減少が続いていましたが、平成18年に一時回復し、再び減少に転じており、平成20年には467人と、平成14年に比べて102人、17.9%の減少となっています。



(人)

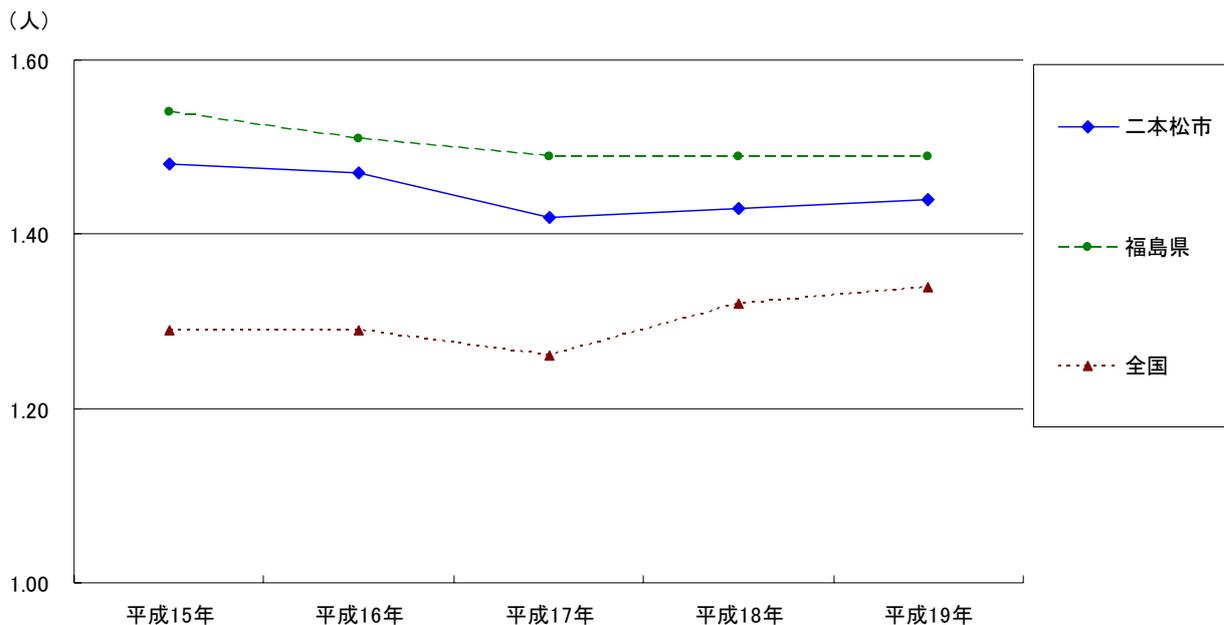
	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
出生数	569	520	513	496	516	472	467

資料：福島県勢要覧

### (6) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率の推移をみると、全国平均より高い水準を維持しているものの、福島県平均よりも下回っています。

本市の合計特殊出生率は、平成15年の1.48人から平成20年には1.43人へと減少し、全国平均を0.06ポイント上回っていますが、福島県平均には0.09ポイント及ばない状況です。



(人)

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
二本松市	1.48	1.47	1.42	1.43	1.44	1.43
福島県	1.54	1.51	1.49	1.49	1.49	1.52
全国	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37

資料：人口動態統計

### (7) 婚姻・離婚件数の推移

本市の婚姻件数は、平成17年以降、200件台に減少しています。一方、離婚件数は100件前後で推移し、年によって変動があります。

(件)

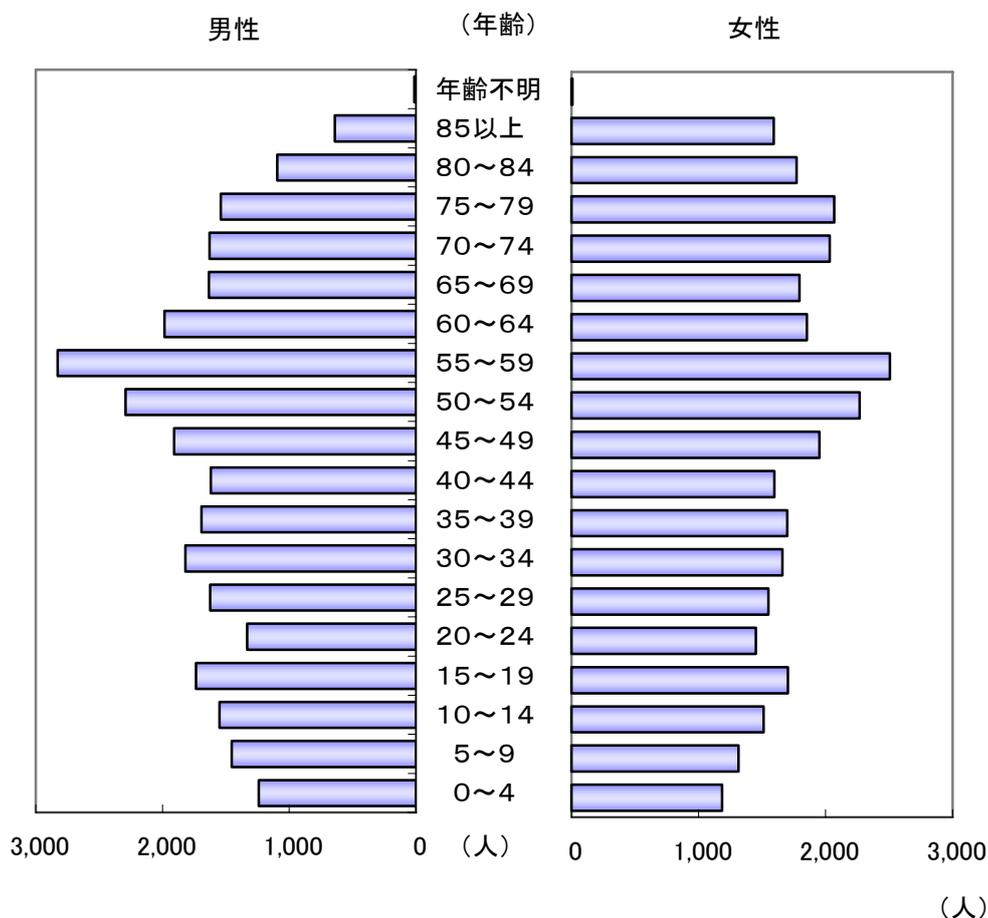
	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
婚姻	333	302	325	292	293	287
離婚	123	136	95	93	114	136

資料：福島県勢要覧

## (8) 人口ピラミッド

人口ピラミッドで平成20年10月1日現在の各年代別の人口をみると、10歳未満の子どもや、20歳代の若い世代の人口が少ない状況にあります。

一方、男女の50歳代、女性の70歳代が多くなっており、少子化とともに高齢化の進行がはっきりとみてとれます。



男性	年齢	女性
13	年齢不明	8
640	85歳以上	1,592
1,094	80~84歳	1,771
1,540	75~79歳	2,067
1,629	70~74歳	2,033
1,634	65~69歳	1,794
1,983	60~64歳	1,852
2,827	55~59歳	2,507
2,291	50~54歳	2,269
1,908	45~49歳	1,951

男性	年齢	女性
1,617	40~44歳	1,597
1,692	35~39歳	1,698
1,819	30~34歳	1,660
1,624	25~29歳	1,551
1,331	20~24歳	1,452
1,735	15~19歳	1,702
1,549	10~14歳	1,513
1,453	5~9歳	1,315
1,239	0~4歳	1,187
29,618	計	31,519

資料：福島県現住人口調査年報 平成20年10月1日現在

## 2. 子育て環境の状況

### (1) 幼稚園の状況

本市には幼稚園が21箇所（公立16箇所（休園1箇所含む）、私立5箇所）あります。幼稚園に通園する園児数は、平成20年には880人と4年前より130人、12.9%減少しています。

(箇所・人)

		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
園数	公立	16	16	16	16	16
	私立	5	5	5	5	5
	計	21	21	21	21	21
園児数	公立	599	580	563	547	498
	私立	411	366	382	409	382
	計	1,010	946	945	956	880

資料：学校基本調査 各年5月1日現在

### (2) 認可保育所（園）の状況

本市には、保育所（園）が8箇所、認定こども園が1箇所、計9箇所の認可保育所（園）があります。

平成21年度の募集定員は585人ですが、入所児童数は487人であり、市立保育所で定員割れがでており、運営体制の検討が必要な時期にきています。

(人)

区分	運営	名称（所在地）	募集定員	児童数
保育所（園）	市立保育所	かすみが丘保育所（郭内）	90	72
		まつが丘保育所（松岡）	100	98
		あだたら保育所（岳温泉）	60	19
		あだち保育園（油井）	120	122
		小浜保育所（小浜）	60	40
		杉沢保育所（杉沢）	40	14
	社会福祉法人	のびのび保育園（金色）	40	33
認定こども園	学校法人	子供の館中里保育園（中里）	30	36
計			585	487

資料：二本松市

## (3) 認可外保育所（園）の状況

本市には7箇所の認可外保育所（園）があります。

平成21年度の募集定員は140人ですが、ほとんどの施設で定員割れの状態であり、休園中の施設（1箇所）もあるなど、今後の運営が危ぶまれる事態となっています。

(人)

名称（所在地）	募集定員	児童数	名称（所在地）	募集定員	児童数
杉の子保育園（舘野）	25	15	おひさま保育園 （高越松ヶ作）	40	25
えくぼ保育園（上竹）	20	11	きらきら保育園（大壇）	20	17
なかよし保育園（金色）	20	14			
ハウトク学園（冠木）	15	15	計	140	97

資料：二本松市

## (4) 放課後児童クラブ（学童保育）の状況

現在、市内には各小学校区に、公共施設を利用して11箇所の放課後児童クラブが設置されています。放課後児童指導員の指導の下、放課後の子どもたちの遊びや学習の場として、家庭的なあたたかい雰囲気の中で活動しています。

(人)

学校区	名称	所在地	利用児童数
二本松南小学校区	風の子クラブ	亀谷一丁目5-1 （二本松福祉センター内）	66
二本松北小学校区	どんぐりクラブ	竹田一丁目193 （同朋幼稚園内）	57
塩沢小学校区	ひだまりクラブ	塩沢町一丁目238-1 （塩沢住民センター内）	16
岳下小学校区	なかよしクラブ	向原265-3 （勤労者福祉会館内）	37
安達太良小学校区	ニコニコクラブ	岳温泉一丁目177-1 （安達太良小学校内）	11
原瀬・杉田小学校区	あおぞらクラブ	中江208-4 （杉田子ども館）	38
石井・大平小学校区	元気っ子クラブ	竹ノ内22-1 （大平小学校内）	19
油井小学校区	油井児童クラブ	油井字台5 （油井小学校内）	37
渋川・川崎小学校（※1）区	あだちこども館	渋川字上払川96-1 （あだちこども館）	47
小浜・新殿・旭小学校区	ひまわりクラブ	小浜字藤町100 （小浜小学校内）	13
東和小学校（※2）区	とうわっ子クラブ	針道字蔵下22 （東和支所内）	14

資料：二本松市

(※1) 平成22年4月1日より、上川崎小学校と下川崎小学校が統合され、川崎小学校となります。

(※2) 平成22年4月1日より、東和地域内の7つの小学校が統合され、東和小学校となります。

### 3. アンケート調査からみた現状と課題

#### (1) 調査の概要

##### ◆調査目的◆

わが国における急速な少子化傾向は、家庭や地域を取り巻く環境に大きな変化を与え、将来における社会形成にも多大な影響を与えかねない深刻な状況に陥っています。そのため国では、次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会を築くことを目的として、平成15年7月に推進法を制定いたしました。

推進法では、平成17年度からの10年間を目標に、前期と後期の各5年間の地域行動計画を策定し、次世代育成支援の取組みを推進することとしています。

このアンケート調査は、後期の計画（平成22年度～26年度）を策定するにあたり、住民の皆様の子育て支援に関する生活実態や意見・要望を伺い、潜在的なニーズを把握することを目的に実施したものです。

##### ◆調査設計◆

- ・調査期間：平成20年10月14日～11月14日
- ・実施方法：小学6年生以下の児童のいる世帯から、合併前の市町（二本松・安達・岩代・東和）単位で年代別に2,300世帯を抽出し、郵送並びに公立保育所（園）・幼稚園、小学校を通して配布・回収しました。
- ・調査主体：二本松市福祉部子育て支援課子ども家庭係
- ・集計・分析：株式会社サーベイリサーチセンター東北事務所

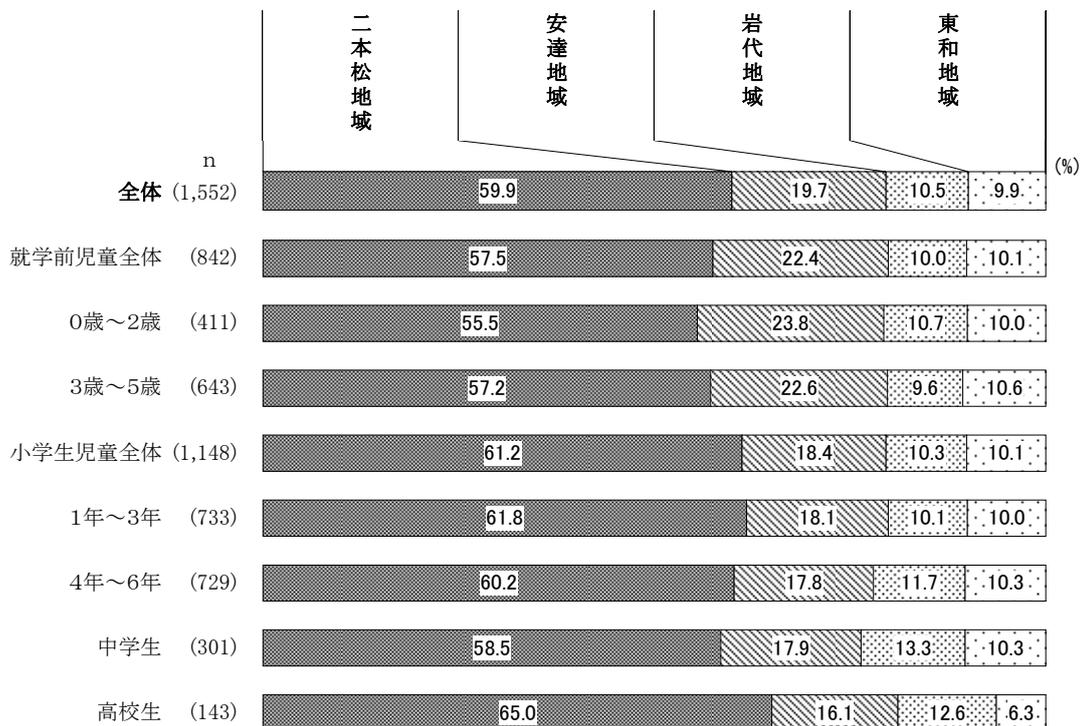
##### ◆回収結果◆

配付数①	有効回収数②	有効回収率 (②/①)
2,300	1,552	67.5%

##### ◆グラフの見方◆

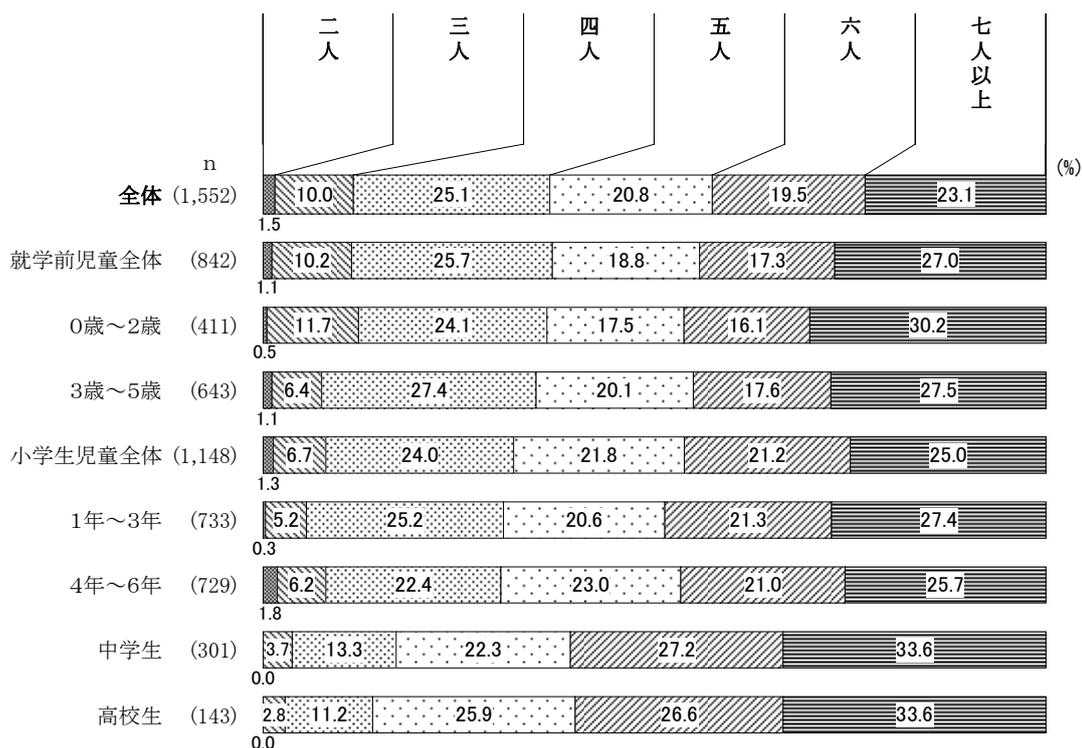
- ・n (number of cases) は比率算出の基数であり、100%が何人の回答に相当するかを示しています。
- ・回答の構成比は百分率であらわし、小数点第2位を四捨五入して算出しています。したがって、単一選択式の質問においては、回答比率を合計しても100.0%にならない場合があります。また、回答者が2つ以上の回答をすることができる多肢選択式の質問においては、各設問の調査数を基数として算出するため、全ての選択肢の比率を合計すると100%を超えます。
- ・図表及び本文で、選択肢の語句等を一部簡略化している場合があります。

## (2) 居住地



※ 縦の指標は年齢等ごとの区分で、( ) 内は、それぞれの区分に該当する世帯数です。ただし、複数の区分に該当する世帯もあるため、合計と一致しません。横の指標は、それぞれの区分ごとの割合です。以下のグラフも同様です。

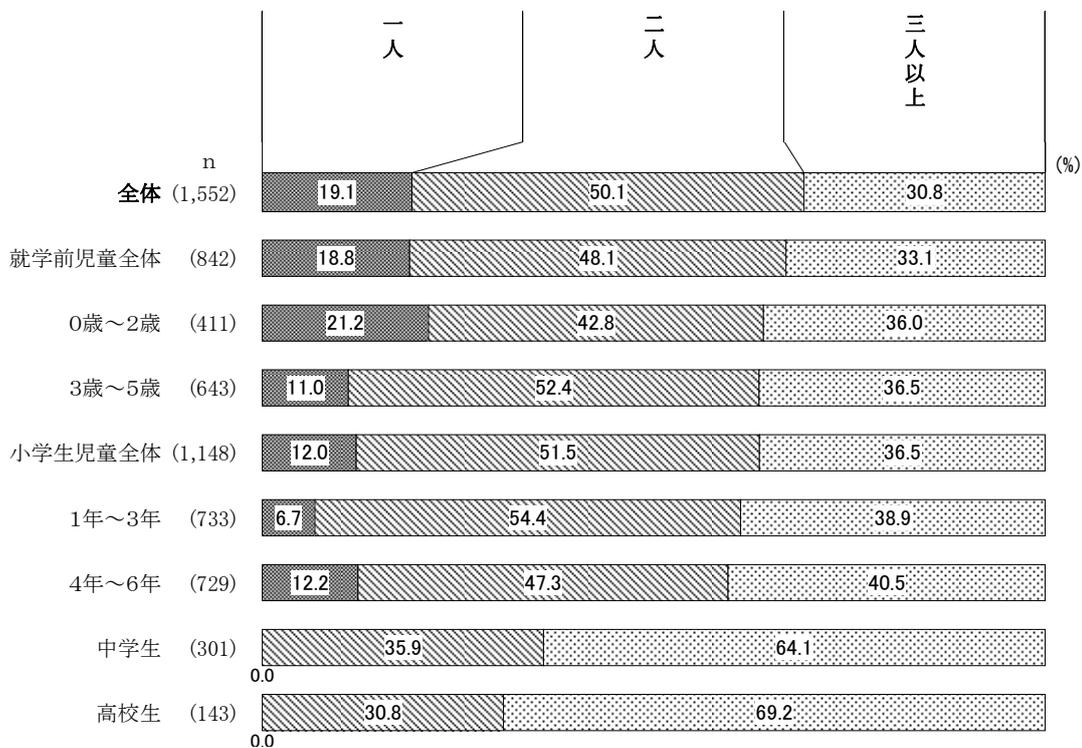
## (3) 家族人数



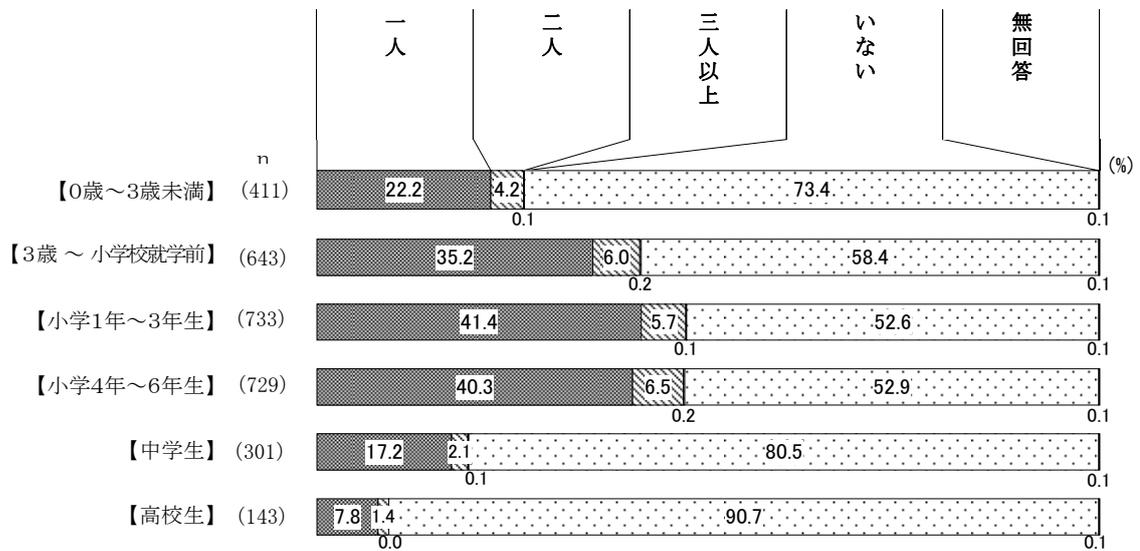
(4) 子どもと同居している親族

		調査数	父	母	祖父	祖母	おじ・おば	その他
上段：件数 下段：%								
全体		1,552 100.0	1,439 92.7	1,527 98.4	637 41.0	787 50.7	134 8.6	208 13.4
子どもの 就学段階別	就学前児童全体	842 100.0	801 95.1	833 98.9	344 40.9	406 48.2	91 10.8	129 15.3
	0歳～2歳	411 100.0	401 97.6	410 99.8	165 40.1	196 47.7	59 14.4	69 16.8
	3歳～5歳	643 100.0	607 94.4	634 98.6	263 40.9	309 48.1	62 9.6	92 14.3
	小学生児童全体	1,148 100.0	1,064 92.7	1,127 98.2	481 41.9	613 53.4	82 7.1	146 12.7
	1年～3年	733 100.0	696 95.0	726 99.0	315 43.0	378 51.6	62 8.5	91 12.4
	4年～6年	729 100.0	666 91.4	713 97.8	308 42.2	403 55.3	40 5.5	86 11.8
	中学生	301 100.0	274 91.0	297 98.7	127 42.2	173 57.5	14 4.7	28 9.3
	高校生	143 100.0	134 93.7	141 98.6	51 35.7	75 52.4	2 1.4	24 16.8

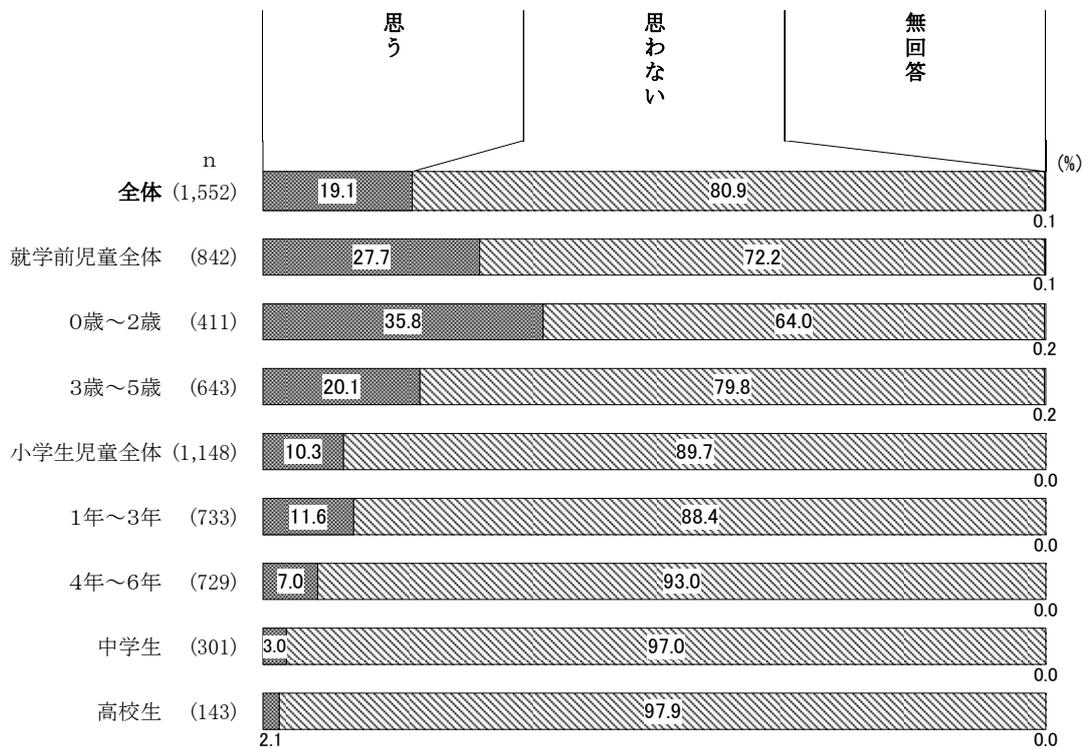
(5) 子どもの人数



(6) 年齢区分別にみる子どもの人数



(7) 今後、さらに子どもをもうけたいかに関する意向



(8) 子どもをもうけたいと思わない理由

		調査数	経済的に大変だから	体力的に大変だから	仕事ができなくなるから	地域の子育て支援サービスが少ないから	配偶者や家族の理解・協力が得られないから	住居が狭いから	育児に自信がないから	自分のやりたいことができないから	その他
全体		1,255 100.0	885 70.5	522 41.6	154 12.3	103 8.2	50 4.0	46 3.7	42 3.3	37 2.9	216 17.2
子どもの就学段階別	就学前児童全体	608 100.0	458 75.3	218 35.9	79 13.0	58 9.5	24 3.9	29 4.8	27 4.4	20 3.3	85 14.0
	0歳～2歳	263 100.0	205 77.9	96 36.5	41 15.6	21 8.0	12 4.6	12 4.6	5 1.9	10 3.8	37 14.1
	3歳～5歳	513 100.0	381 74.3	182 35.5	67 13.1	50 9.7	18 3.5	23 4.5	26 5.1	18 3.5	77 15.0
	小学生児童全体	1,030 100.0	726 70.5	450 43.7	123 11.9	90 8.7	39 3.8	32 3.1	28 2.7	27 2.6	182 17.7
	1年～3年	648 100.0	484 74.7	278 42.9	79 12.2	59 9.1	22 3.4	26 4.0	20 3.1	17 2.6	102 15.7
	4年～6年	678 100.0	468 69.0	317 46.8	78 11.5	50 7.4	26 3.8	20 2.9	14 2.1	20 2.9	119 17.6
	中学生	292 100.0	201 68.8	149 51.0	20 6.8	25 8.6	6 2.1	8 2.7	3 1.0	4 1.4	64 21.9
	高校生	140 100.0	91 65.0	77 55.0	8 5.7	9 6.4	4 2.9	4 2.9	1 0.7	1 0.7	34 24.3

課題

子育ては経済的負担と肉体的負担が大きく、子どもを産まない・増やさないなどの少子化問題の進行にもつながることから、子育て家庭への支援の充実が必要です。

(9) 地域に必要な子育て支援サービス

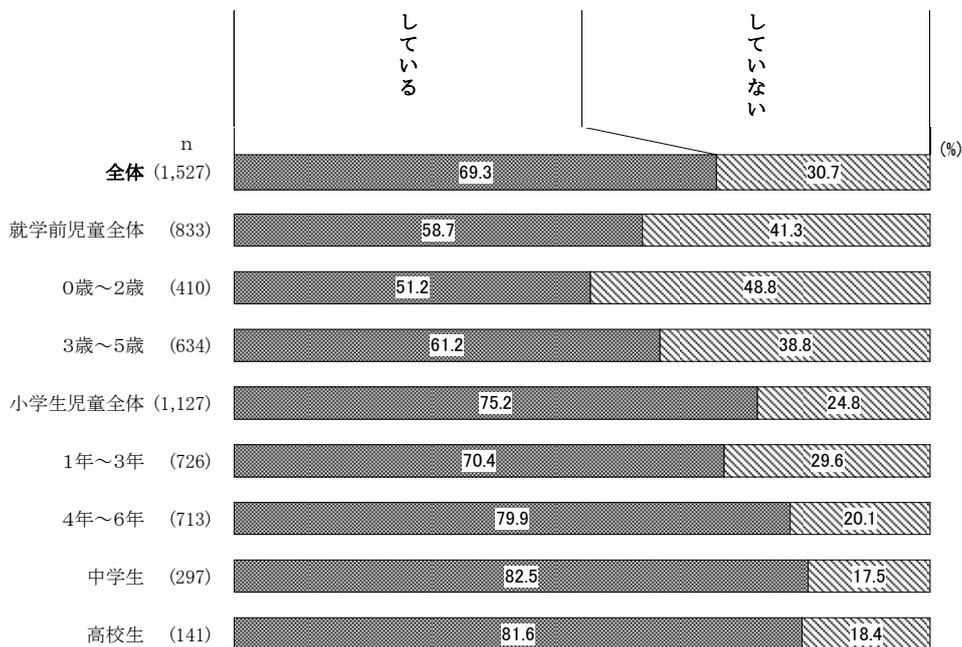
		調査数	医療費助成制度の拡充	公園や広場の環境整備	子ども連れの場所の整備	経済的支援	保育所・幼稚園・放課後児童館の充実	親子が安心して集まれる場の提供	取得の促進など、職場環境の改善	残業時間の短縮や休業環境の整備	親会のリフレッシュの場や機会の提供	子育てに関する相談や場を整備	企業内保育施設設置促進	企業内保育施設設置促進	依頼	父親の育児参加への協力	子育てについて学べる機会
全体		1,552 100.0	858 55.3	669 43.1	521 33.6	379 24.4	309 19.9	309 19.9	241 15.5	163 10.5	136 8.8	109 7.0	109 7.0	88 5.7	88 5.7	86 5.5	
子どもの就学段階別	就学前児童全体	842 100.0	452 53.7	397 47.1	333 39.5	258 30.6	176 20.9	176 20.9	115 13.7	95 11.3	70 8.3	57 6.8	57 6.8	42 5.0	42 5.0	39 4.6	
	0歳～2歳	411 100.0	197 47.9	190 46.2	181 44.0	129 31.4	95 23.1	95 23.1	58 14.1	53 12.9	31 7.5	33 8.0	33 8.0	20 4.9	20 4.9	14 3.4	
	3歳～5歳	643 100.0	359 55.8	302 47.0	249 38.7	200 31.1	132 20.5	132 20.5	81 12.6	73 11.4	47 7.3	44 6.8	44 6.8	32 5.0	32 5.0	31 4.8	
	小学生児童全体	1,148 100.0	698 60.8	478 41.6	333 29.0	258 22.5	170 14.8	170 14.8	127 11.1	113 9.8	95 8.3	78 6.8	78 6.8	69 6.0	69 6.0	67 5.8	
	1年～3年	733 100.0	472 64.4	328 44.7	225 30.7	170 23.2	127 17.3	127 17.3	105 14.3	66 9.0	49 6.7	43 5.9	43 5.9	40 5.5	40 5.5	36 4.9	
	4年～6年	729 100.0	417 57.2	289 39.6	194 26.6	154 21.1	131 18.0	131 18.0	127 17.4	70 9.6	70 9.6	50 6.9	50 6.9	48 6.6	48 6.6	50 6.9	
	中学生	301 100.0	181 60.1	125 41.5	74 24.6	66 21.9	46 15.3	46 15.3	42 14.0	34 11.3	20 6.6	24 8.0	24 8.0	14 4.7	14 4.7	22 7.3	
	高校生	143 100.0	76 53.1	52 36.4	37 25.9	31 21.7	29 20.3	29 20.3	24 16.8	13 9.1	14 9.8	14 9.8	14 9.8	13 9.1	13 9.1	12 8.4	

課題

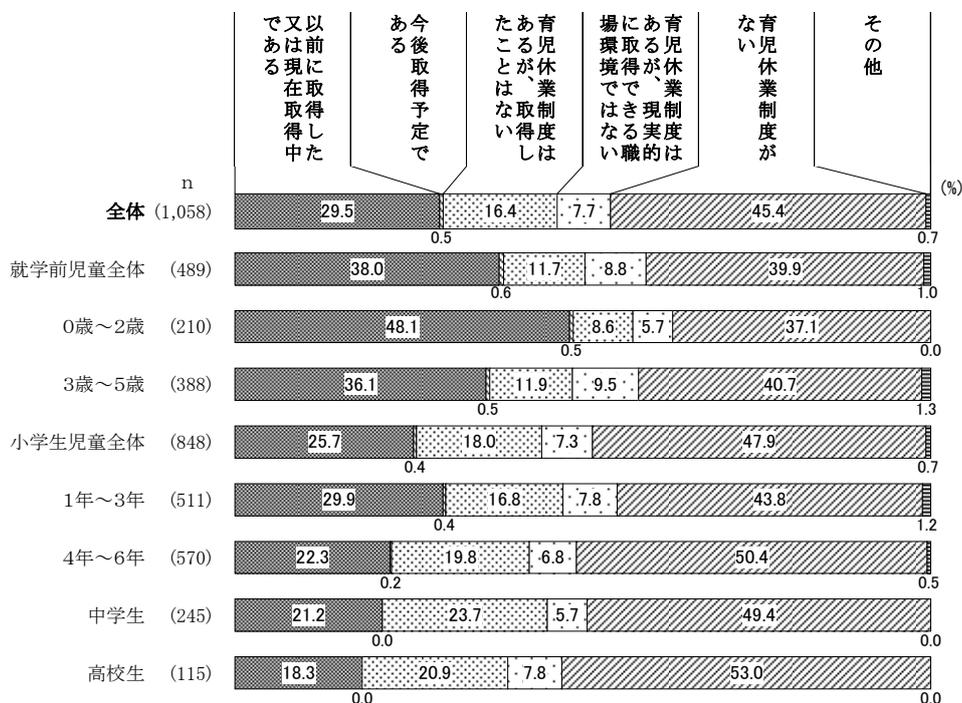
子育て家庭が必要としている支援としては、医療費助成制度の拡充が特に多く求められています。

また、子どものみだけでなく、親子が安心して楽しく集える場所を求めており、子育て家庭同士がふれあえる機会の提供が必要です。

(10) 母親の就労状況



(11) 育児休業の取得状況

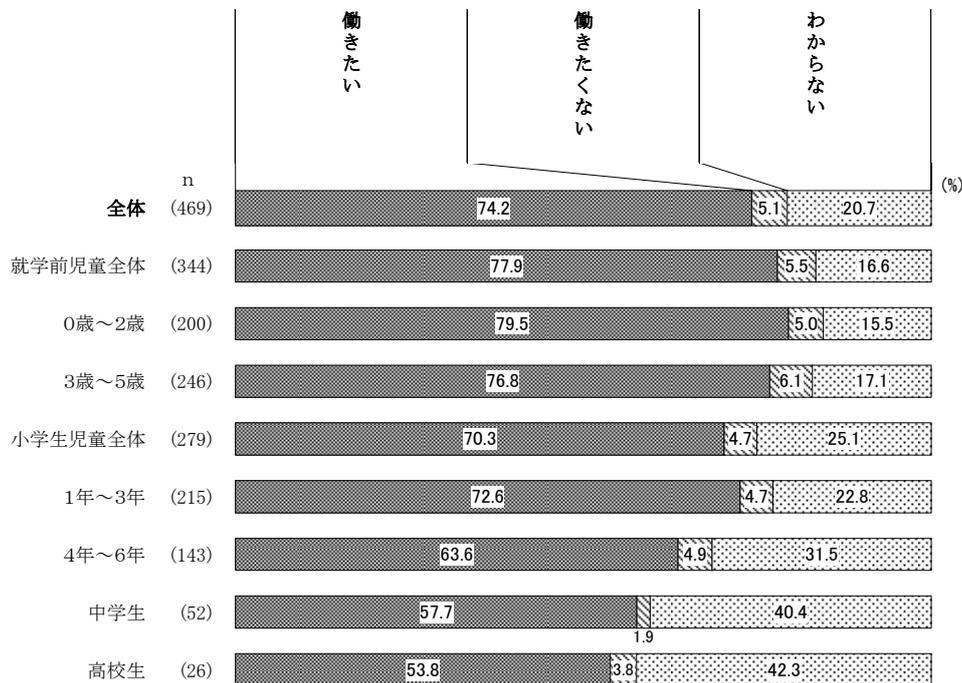


**課題**

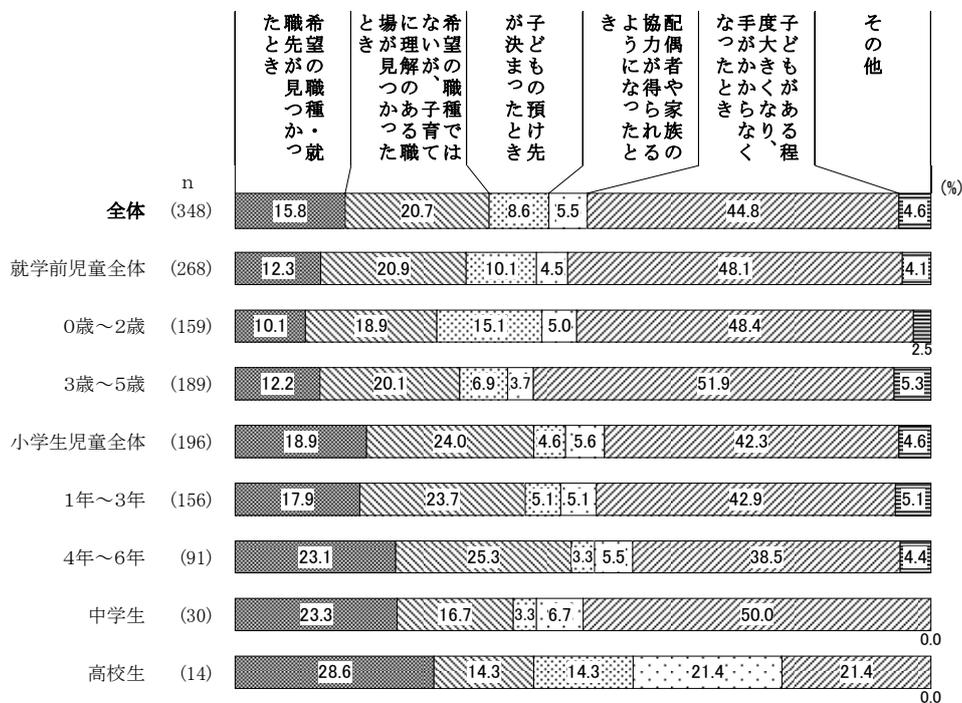
母親の就労は、就学前児童のいる家庭は5～6割、小学生のいる家庭は7～8割と子どもの年齢が上がるにつれて働いている人が多くみられます。

育児休業を取得したことがある人も多くみられますが、職場に制度自体がないところが多いことが問題であり、企業に対する啓発が必要です。

(12) 今後の就労意向



(13) 働きたいと思う条件



**課題**  
 子どもを育てながら就労している人・今後就労したい人は多く、子育てと仕事を両立できる環境づくりが必要なため、地域全体で子育てを支えるまちづくりや職場での子育て家庭に対する意識づくりが求められます。

**(14) 自由記述による主な意見・要望（総数 997 件）**

☆医療費助成制度の拡充	211件
☆保育サービスの充実	155件
☆子ども（親子）の遊び場や公園等の整備	120件
☆経済的支援や社会保障の充実	90件
☆ワーク・ライフ・バランスの推進	50件
☆医療機関（産科・小児科）の確保	35件
☆保健サービスの充実	31件
☆子どもの安全対策	11件
☆道路（通学路等）の環境整備	10件
☆障がい児に対する支援対策	10件
☆育児サークル・クラブ活動等の充実支援	7件

**4. アンケート調査にみる課題の対応****①医療費の助成について**

子育てに関する負担として、教育費と並んで大きな割合を占めているのが医療費です。アンケート調査でも医療費の助成拡大を求める声が大きくなっています。本市では、平成21年10月より小学生までの医療費について無料化を図りましたが、引き続き、中学生までの医療費無料化に取り組みます。

**②保育サービスの充実について**

核家族化とともに、女性の就業率向上に伴う共働き世帯が増加したことにより、さまざまな保育サービスの充実が重要となっています。従来からの保育料軽減などを引き続き行うとともに、多様なニーズに応じた保育サービスについて検討する必要があります。

**③遊び場の整備について**

最近、子どもを狙った事件や交通事故等への心配から、子どもたちの遊び場の安全性を求める声が大きくなっており、子どもたちだけでなく、親子で安心して過ごせる、また、子育て家庭同士でふれあえる遊び場の整備が必要です。

**④子育てにかかる経費について**

実際に子育てをしている人たちが感じている課題としては、一番に子育てにはお金がかかることがあります。アンケート調査でも子育てに対する経済的負担により、子どもを産みにくいとの声があり、少子化の一因にもなっていることから、子育てに対する経済的支援の充実が必要です。

⑤就労環境の改善について

子どもが大きくなるほど、女性の就労率は高まる傾向にあり、今後も働きに出たい母親は増えるものと予想されることから、育児休業制度の普及等、仕事と家庭生活を両立できる環境づくりが必要です。

⑥小児科等の医療機関の確保について

市内の小児科標榜医療機関が限られており、いざというときの対応に不安を感じている人も少なくありません。夜間や日曜・祝日等の救急時に対応する医療体制が必要です。

⑦保健サービスの充実について

健全に子どもを産み育てることは、次代の社会を形成していくうえでの基本となるものです。特に、妊娠・出産そして乳幼児期の育児は不安や悩みを抱えやすい時期でもあることから、総合的な保健サービスを提供する必要があります。

⑧子どもの安全対策について

子どもに対する虐待や不慮の事故、事件等を未然に防ぎ、子どもたちを心身ともに健全に育成するため、関係団体と連携しながら地域ぐるみで活動していく必要があります。

⑨道路（通学路等）の整備について

道路や歩道で、子ども連れの通行に危険なところなどがあります。安心して外出できる安全で快適な生活環境を整え、やさしいまちづくりを構築するため、道路環境の整備に努める必要があります。

⑩障がい児に対する支援について

すべての子どもが自立し、社会参加できる環境をつくることは、次世代育成の基本であります。特に、心身に何らかの障がいをもつ児童に対しては、発達状況に応じたさまざまな支援対策を講じていく必要があります。

⑪育児サークル等に対する支援について

家庭におけるさまざまな育児不安が懸念される中、子育て中の親同士が気軽に交流する場として、各地区に自主的な活動を行う育児サークルがあります。このようなサークルに対する情報提供やボランティア育成、ネットワークづくりを進める必要があります。

## 5. 前期計画目標の達成状況

前期計画で目標事業量を設定した事業の達成状況をみると、ほとんどの事業で目標値を達成しているか、ほぼ目標値に近い達成率となっています。なお、今後とも、目標達成に向けて達成率の低い事業を含め継続努力していく必要があります。

事業名称	目標値	平成20年実績	平成21年見込
母子健康手帳交付・妊婦健康相談	妊婦全員	100.0%	100.0%
妊婦一般健康診査	前期：98% 後期：90%	90.8% 87.8%	92.5% 87.6%
母親教室（両親学級）～初妊婦	80～90%	10.0%	16.3%
妊産婦・新生児訪問指導（ハイリスク妊産婦・要援助新生児）	随 時	100.0%	100.0%
育児セミナー	年6回	100.0%	100.0%
乳幼児訪問指導（要観察児）	随 時	20.0%	27.0%
子育て相談（保健センター、子育て支援センター、家庭児童相談室、学校、児童委員）	随 時	100.0%	100.0%
子育てガイドブックの作成	子育て世帯に 配付	100.0%	100.0%
乳幼児健康診査（4か月児、10か月児）	100.0%	92.0%	92.6%
1歳6か月児健康診査	100.0%	95.8%	96.5%
3歳児健康診査	100.0%	95.7%	96.4%
予防接種	100.0%	72.3%	83.5%
休日診療（歯科含む）事業の充実	対象児童	100.0%	100.0%
地域子育て支援センター事業	4箇所	3箇所	3箇所
子育てサークルの拡充	12サークル	13サークル	13サークル
児童センター事業	1箇所	1箇所	1箇所
ファミリー・サポート・センター事業	1箇所	1箇所	1箇所
保育所保育料軽減	対象児童	100.0%	100.0%
保育所・幼稚園保育料の第3子以降の無料化	対象児童	100.0%	100.0%
乳幼児医療費助成事業（平成21年より小学生以下も対象）	対象児童	100.0%	100.0%
男性の育児・介護休業制度の利用促進	随 時	20.0%	20.0%
通常保育事業	9箇所	9箇所	9箇所
延長保育事業	7箇所	7箇所	7箇所

● 第2部 二本松市の現状 ●

事業名称	目標値	平成20年実績	平成21年見込
一時保育事業	4箇所	3箇所	3箇所
放課後児童健全育成事業（学童保育所）	全小学校区	100.0%	100.0%
居宅介護	対象児童	100.0%	100.0%
児童デイサービス	対象児童	100.0%	100.0%
移動支援事業	対象児童	100.0%	100.0%
日中一時支援事業	対象児童	100.0%	100.0%
障がい児療育支援	対象児童	100.0%	100.0%
有害環境の浄化活動	随 時	100.0%	100.0%
教育相談事業	随 時	100.0%	100.0%
家庭児童相談室	随 時	100.0%	100.0%
子どもカウンセリング（各中学校）	随 時	100.0%	100.0%
高齢者ふれあい事業（各保育所等）	随 時	100.0%	100.0%
地域と学校の連携（子育てのあり方についての学習）	随 時	90.0%	100.0%
乳幼児とのふれあい体験学習の推進（中学生の職場体験～保育所・幼稚園）	随 時	100.0%	100.0%
地域における子育て支援	随 時	100.0%	100.0%
放課後子ども教室	3箇所	2箇所	2箇所
障がい児教育の充実（就学相談）	全学校区	100.0%	100.0%
道路環境や歩道の整備（ユニバーサルデザイン）	毎年度	100.0%	100.0%
通学路の安全確保（ガードレール等整備）	毎年度	98.0%	100.0%
生活空間の環境保全（河川の水質浄化・騒音公害調査等）	毎年度	100.0%	100.0%
公営住宅の整備（市営住宅借り上げ提供）	毎年度	100.0%	100.0%
交通安全教育の実施	毎年度	100.0%	100.0%
街頭補導活動・防犯	通 年	100.0%	100.0%
街路灯設置	年 35 基	75.0%	95.4%
防犯ブザー貸出し（小学高学年・中学生女子）	全 員	100.0%	100.0%

資料：二本松市



## 第3部

### 計画の基本的な方針



## 第3部 計画の基本的な方針

### 1. 基本的な視点

後期計画の策定にあたり、前期計画の9つの視点を引き継ぐとともに、新たに「(5) 仕事と生活の調和実現の視点」を加えた10の視点を基本として、後期計画の実現に努めていきます。

#### (1) 子どもの視点

- ・「児童の権利に関する条約」に基づき、子どもの権利が最大限に尊重される社会の構築
- ・父母が協力して行う子育て

#### (2) 次代の親づくりという視点

- ・長期的な視野に立った子どもの健全育成
- ・小学生・中学生・高校生を対象とする保育所等での保育などの子育て体験
- ・家族や家庭の大切さを認識するための事業の推進

#### (3) サービス利用者の視点

- ・子育て支援ニーズの多様化に対する柔軟かつ総合的な取組み

#### (4) 社会全体による支援の視点

- ・子育ての第一義的責任は保護者にあるという認識のもと、国や地方公共団体・企業・地域社会を含む社会全体での支援
- ・女性が働きやすい環境づくりや男女が協力して子育てを行うための取組み
- ・職場や企業が子育て家庭を積極的に支援するための環境の改善

#### (5) 仕事と生活の調和実現の視点

- ・働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和への取組み
- ・国・地方公共団体や企業をはじめとする関係者の連携によるワーク・ライフ・バランスの実現

#### (6) すべての子どもと家庭への支援の視点

- ・子育てと仕事の両立のための支援、子育ての孤立化等への対応

#### (7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

- ・子育てに関する地域活動団体や高齢者、民間事業者等による自然環境、伝統文化など地域の社会資源の効果的な活用と各種公共施設の活用

#### (8) サービスの質の視点

- ・人材の養成と確保、情報公開やサービス評価等への取組み

#### (9) 地域特性の視点

- ・地域の自然や環境、人材などの特性に配慮した活動等への取組み

#### (10) 教育の視点

- ・学校教育等を通じて、確かな学力、豊かな心、健やかな身体の調和のとれた育成
- ・家庭・地域の教育力の向上

## 2. 後期計画のポイント

### (1) 子育て支援の強化

かつてはあたり前だった3世代同居が減少し、核家族化が進展しています。

子育ての中心的な役割を担う母親が、どうしても孤立してしまう傾向にあります。

周りに話し相手がないなどで、子育てに悩む母親は今後も増加していくものと思われます。

このため、地域子育て支援センターの役割は非常に重要であり、情報提供機能、相談機能の強化を図るとともに、子育てサークル活動を支援し、子育て中の母親等の負担軽減を図ります。

特定保育・夜間保育などの多様な保育サービスについては、現時点での需要は低く、当面は現状の保育体制を維持していくこととしますが、社会情勢等の変化で新たなニーズの可能性もあることから、ニーズの高まりに注視しながら将来に向けて検討を進めます。

突発的な保育ニーズに対しては、ファミリー・サポート・センターと連携を深めながら対応を進めていきます。

少子高齢化社会の影響に伴い、地域の子育て力は確実に弱体化しています。大切な次代を担う地域の宝を社会全体で支えていくことは、子育てに限らず今後の社会にとって非常に重要な要素と言えます。「地域の子育て力」がアップするような仕組みづくりや働きかけを行います。

また、小学生同様、中学生についても医療費の無料化を進めます。

### (2) 母子の健康確保・増進

母子の健康確保等については、わが国は世界的にも高い水準にあると言えますが、核家族化の進展に伴い、家庭内での病気に対する対処や知識が薄れてきていることは否めません。健康分野での取組みを継続しながら予防的な対策を進めていきます。

乳幼児健診・相談の充実と合わせ、虐待予防も含めた乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、また、その後の対策が必要となる養育支援訪問事業については、関係各課との連携により取組みを進めます。

### (3) 教育環境の充実

子どもの個性を引き出す教育が進められている反面、社会情勢の変化等によって自分勝手な子ども、社会性が欠如している子どもが増えているように思われます。学校教育や社会教育ももちろん大切な要素ではありますが、子育ての基本は家庭であり、これまで以上に家庭教育のあり方が重要視されなければならない状況にあります。

ネット社会の影響により有害な情報があふれ、外で遊ぶことが少なく、体力面では昔の子どもと比較して確実に劣っているという統計もあります。

社会性、体力面、健康面などあらゆる面での家庭教育のあり方が見直されなければならない中で、それを行う親のスキルも必要となってきます。

親子の間でも、「おこる」のではなく「しかる」、そして「ほめる」ことが大切であるといわれている中で、よりよい親子関係の構築に向け、その基本となる家庭内のコミュニケーションの重要性について啓発を図ります。

#### (4) 男女共同参画、仕事と家庭の両立

子育ては母親が行うものという固定的な考えが現在も多数を占めています。これからは、男女がそれぞれの違いを理解し、お互いに尊重しながら共同で社会生活や家庭生活を進めていくことが求められています。

男性も女性も仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）による質の高い生活の実現に取り組んでいく必要があります。

一方、子育てや家庭生活の要として、母親の役目は重要であることに変わりはありませんので、家族が、地域が、社会全体がいかにこれを支えていくかが、今後の大きな課題であります。

働きながら子育てしやすい環境づくりをしていくためには、社会情勢や経済情勢にも大きく影響されることから、企業の一層の理解に加え、労働者自身についても意識の改革が必要でありますので、勤務体制（働き方、働かせ方）の改善、企業内保育、育児休業制度の利用促進等の進展に向けて普及啓蒙を図ります。



### 3. 基本理念

次世代育成支援対策として後期計画を策定するにあたり、前期計画の基本理念である  
“子どもすくすく、家族にここに、地域いきいき 地域みんなで子育てサポート”  
を引き続き後期計画の基本理念とします。

#### …子どもすくすく、家族にここに、地域いきいき…

- 地域における子育ての支援
  - 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
    - 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
      - 子育てを支援する生活環境の整備
        - 職業生活と家庭生活との両立の推進等
          - 子ども等の安全の確保
            - 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進

#### 地域みんなで子育てサポート

前期計画策定後も少子化が進んでいる現状にあります。そのような状況だからこそ地域における高齢者の経験や伝統文化などの地域資源や地域住民のマンパワーを活かして、地域の子育て力そのものを強化することが求められています。そのためには、地域の結びつきを再構築して、「人と人とのふれあい」を大切にすることが必要です。

明日を担う子どもたちが、心豊かで健康に育っていくことができるように、子どもたちの心身の健全な成長を地域の住民、地域社会、市全体で支えていきます。

後期計画においても、地域の人びとの温かいまなざしと支えあいの中で、子どもたちが輝きながら成長し、世代を超えたすべての人々とともに、未来に輝いていく「まちづくり」を目指していきます。

## 4. 基本目標

基本理念の実現に向けて、国の指針に則った次の7つを後期計画の基本目標とします。それぞれの基本目標に対応した施策を展開することにより、基本理念の実現を図ります。

### (1) 地域における子育ての支援

地域における子育て支援サービスの拠点として、地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センターを中心とした地域における支援・相談・交流の場の充実に努めるとともに、保育所・幼稚園等におけるサービスの向上や、認定こども園の整備も含めたサービスの基盤整備に取り組みます。また、子どもたちが地域で安心して楽しく過ごせる居場所づくりや、さまざまな体験活動ができる機会の充実に努めます。

地域の子育て支援サービスの充実強化などの対象を「すべての子育て家庭」に広げていくことが重要です。利用者のニーズを踏まえた多様な子育て支援サービスの充実に努めるとともに、子育てをする親同士の交流の場や子育て情報を提供するほか、地域における相談体制の充実や放課後の児童の健全育成に努めていきます。

### (2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

子どもや母親の心身の健康を確保するための支援として、母性へのいたわり、安全な妊娠・出産の確保と育児不安の軽減、子どもの疾病の予防などを目的とした各種の健康相談や訪問指導の充実に努め、妊娠期から継続した育児支援を推進していきます。さらに、小児医療体制の確保に努めます。

また、両親学級等の子育てに関わる教育や情報提供の機会等を充実し、保護者の「いいお産」や「楽しい子育て」を広めるとともに、保育所・幼稚園や小・中学校等での「食育」の推進や、小・中学生等の思春期保健対策の充実に努めていきます。

### (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもたちの健やかな成長や次代の親を育成するため、心の豊かさや精神的なたくましさや教養・知識を身に付けるための各種講座の開催や地域活動の場の提供を図るほか、地域の高齢者などの人的資源を活かした多様な体験機会の確保に努めます。

魅力ある学校教育を推進することにより、子どもたちが「確かな学力」を身に付け、豊かな心と、健康な身体を育ていけるよう努めるとともに、地域や学校の連携を深め、子どもを健全に育成できる環境づくりを推進します。

また、いじめや不登校、非行等の子どもの問題行動に対処するため、スクールカウンセラーや家庭児童相談員等の専門家による子どもや保護者に対する相談・支援の充実に努めるとともに、思春期の心と身体の健康づくりの支援に努めます。

#### (4) 子育てを支援する生活環境の整備

子どもたちが元気に、そしてのびのびと過ごせる環境を整備することで、子どもたちや子育て家庭に配慮したまちづくりを進めます。

安心して子育てができる道路交通環境の整備や住宅の確保、さらには、子どもを連れていても気軽に外出できるバリアフリーのまちづくりを推進していきます。

また、地域の公共施設などの地域資源の有効活用を推進することで、地域における子育て環境の充実に努めます。

#### (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等

少子化の一因として「仕事」と「子育て」の二者択一の構造があることが指摘されており、国においても、その二者択一の構造の解消のために「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」や「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、関連施策を推進することとしています。

国・県や企業等と連携しながら、この憲章や行動指針をはじめ、育児休業制度等の関連制度等の情報提供や意識啓発に取り組むとともに、仕事と子育ての両立を支援するための各種保育サービス・子育て支援サービスの充実に努めます。

男性を含めたすべての人が、仕事と日常生活にバランスのとれた多様な働き方が選択できるように見直す啓発をはじめ、固定的な性別役割分担意識などによる慣行の見直しなどを企業等へ働きかけることに努めます。

#### (6) 子ども等の安全の確保

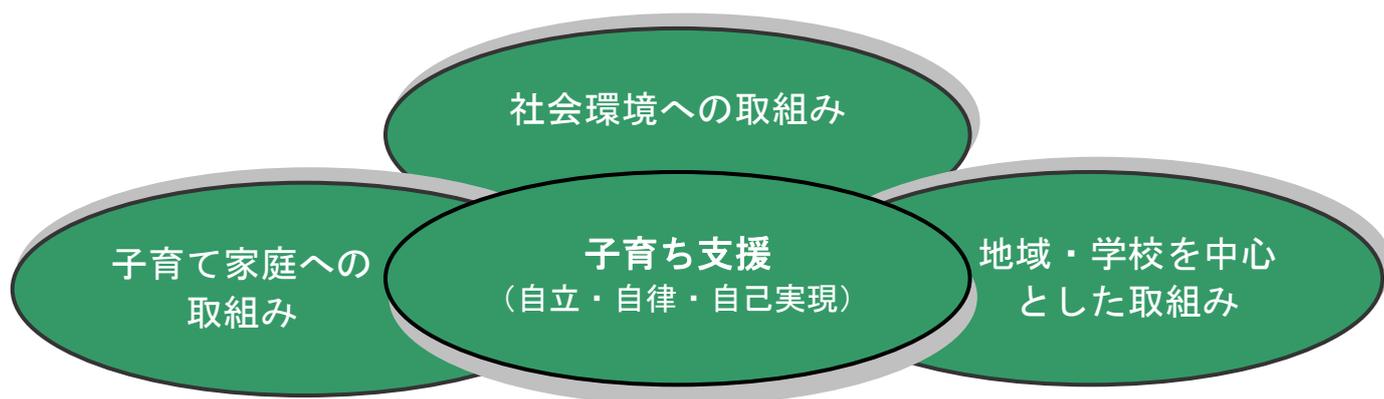
子どもたちが安全で安心して育つことができるように、子どもや保護者に対する事故や犯罪に対する情報提供や意識啓発に努めます。また、子どもが被害者となる事件等が増加しており、通学路や子どもの遊び場における安全を確保するため、地域の高齢者等の人的資源やマンパワーを活かして、地域ぐるみで子どもを犯罪や交通事故から守るための取組みを推進します。

子ども自身の交通安全、犯罪や被害に遭わない意識の周知に努めるとともに、警察署をはじめとする関係機関・団体の協力による防犯体制の強化に努めます。

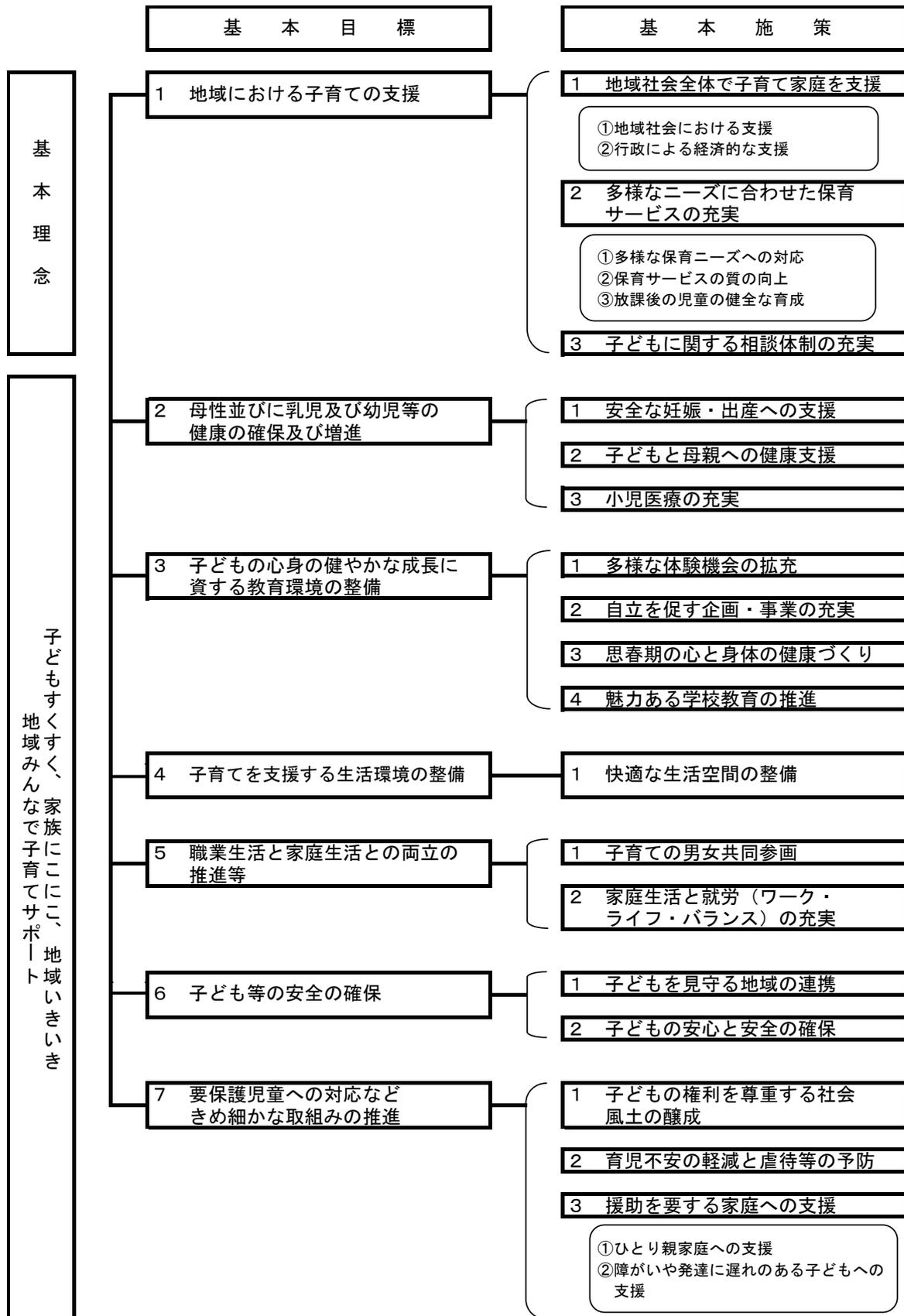
### (7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進

子どもの権利を尊重する社会風土を醸成するために、家庭・地域・学校など関係機関が連携して支援体制の強化を図っていきます。特に、児童への虐待は、非常に重大な問題であることから、児童虐待の発生予防や早期発見、その後の保護・支援対策等の充実に努めます。

また、障がいや発達の遅れがある子ども、ひとり親家庭の子ども等、援助を要する家庭には、それぞれの状況に応じた支援策を講じることで、支援が必要な子どもとその保護者が安心して生活できる環境づくりに努めます。



## 5. 計画の体系



## 6. 後期計画策定における目標値

子育て家庭に対するアンケート調査結果から家庭類型を推計するとともに潜在的ニーズを把握し、コーホート変化率法による人口推計、地域の実情等を考慮したうえで、将来における保育サービスのニーズ量、目標事業量を算出し、後期計画策定の基本とします。

### (1) 家庭類型の状況（現在）

類型 年代等	調査数	ひとり親 家庭 A	フルタイム × フルタイム B	フルタイム × パートタイム C	専業主婦 (夫) D	パートタイム × パートタイム E	無職 × 無職 F	その他 G
<b>全体(世帯)</b>	<b>1,550</b>	<b>138</b>	<b>577</b>	<b>335</b>	<b>444</b>	<b>9</b>	<b>12</b>	<b>35</b>
構成比	100.0	8.9	37.2	21.6	28.6	0.6	0.8	2.3
<b>就学前児童</b>	<b>842</b>	<b>50</b>	<b>287</b>	<b>150</b>	<b>322</b>	<b>2</b>	<b>8</b>	<b>23</b>
構成比	100.0	5.9	34.1	17.8	38.3	0.2	1.0	2.7
0～2歳	411	11	139	53	190	2	4	12
構成比	100.0	2.7	33.8	12.9	46.2	0.5	1.0	2.9
3～5歳	643	45	219	124	231	0	4	20
構成比	100.0	7.0	34.1	19.3	35.9	0.0	0.6	3.1
<b>小学生児童</b>	<b>1,148</b>	<b>105</b>	<b>445</b>	<b>286</b>	<b>269</b>	<b>8</b>	<b>8</b>	<b>27</b>
構成比	100.0	9.1	38.8	24.9	23.4	0.7	0.7	2.4
1～3年生	733	44	282	174	206	3	8	16
構成比	100.0	6.0	38.5	23.7	28.1	0.4	1.1	2.2
4～6年生	729	79	295	189	141	7	1	17
構成比	100.0	10.8	40.5	25.9	19.4	1.0	0.1	2.3

※ 世帯内に複数の児童がいるため、全体数、就学前児童数、小学生児童数は各項目の合計と一致しません。

母親 父親	フルタイム	パートタイム	無職	その他
フルタイム	B	C	D	G
パートタイム	C	E	D	G
無職	D	D	F	G
その他	G	G	G	G

(2) 保育サービスのニーズ量（推計）及び目標事業量

		平成 22 年 度			平成 26 年 度			
		対 象	利用者数 又は実施 箇所数	サービス 利用率	対 象	ニーズ量 (推計)	左 記 の 利用率	目 標 事 業 量
3歳未満	認可保育所	1,348	243	18.0	1,254	248	19.8	301
	保育5サービス		298	22.1		304	24.2	
3歳以上	認可保育所	1,462	270	18.5	1,304	265	20.3	314
	保育5サービス		321	21.9		314	24.1	
	保育6サービス		527	36.1		517	39.6	
年齢区分無	特定保育	将来に向けて検討						
夜間保育 サービス	延長保育		7箇所					7箇所
	夜間保育	将来に向けて検討						
	トワイライトステイ	将来に向けて検討						
休 日 保 育		将来に向けて検討						
病児・病後児保育			1箇所					1箇所
ショートステイ事業		将来に向けて検討						
放課後児童健全育成 (学童保育所)		2,206	11箇所 359	16.3	1,962	373	19.0	11箇所 385
一 時 保 育 事 業			3箇所					4箇所
地域子育て支援拠点			3箇所					4箇所
ファミリー・サポート・センター			1箇所					1箇所

(注) 保育5サービス：認可保育所、家庭的保育、事業所内保育、自治体の認証・認定保育施設、その他の保育施設

保育6サービス：保育5サービスに幼稚園の預かり保育を加えたもの

事業内容については、P44【主な個別事業】並びにP85「用語の説明」参照



## 第4部

### 計画の内容（基本施策と個別事業）



## 第4部 計画の内容（基本施策と個別事業）

### 基本目標 1 地域における子育ての支援

#### 個別課題

- ・ 地域社会全体で子育て家庭を支援する仕組みづくり
- ・ 中核施設と関連事業の連携
- ・ 子育て家庭に対する経済的支援の拡充

### 基本施策 1 地域社会全体で子育て家庭を支援

#### （1）地域社会における支援

核家族化や都市化の進行を背景に、家庭における子育ての孤立化や育児ストレスの増大が懸念されます。

アンケート調査においても、子どもの教育や接し方に関すること、発育・発達、食事に関することなどに不安を抱えている保護者がみられ、その多くは配偶者や親などの身近な人へ相談すると回答しています。

また、家庭で子育てに専念する専業主婦などの育児不安も指摘されており、共働き家庭のみならず、すべての子育て家庭を対象とする支援の拡充が求められています。

今後の子育て支援のあり方として、本市では地域子育て支援センターや児童センター等において、親子や世代間交流、子育て家庭の相談や指導を行ってきましたが、今後もNPOや専門機関等と連携し、子育てネットワークの充実を図ります。

#### 【主な個別事業】

★印は国から示された定量的目標事業量の対象事業です。

\*印は新規事業です。

事業名	内容
結婚推進事業	・ 希望してもなかなか結婚機会に恵まれない人のために、結婚相談や情報提供、出会いの場の設定等、晩婚化・未婚化に対する支援を行います。
★地域子育て支援センター事業	・ 地域のすべての乳幼児について、相談・指導等を積極的に行うことにより、孤立しがちな子育てを地域で支える中核的な事業を行います。（育児相談、親子教室、育児の広場、育児セミナー、子育てサークル支援等）
子育てサークルの拡充	・ 乳幼児をもつ親同士が自由に交流する場として、子育てサークル活動の拡充を図るとともに、情報提供・ボランティアの育成・ネットワークづくりを進めます。
児童センター事業	・ 子どもが安心して遊ぶことができる活動の場として児童厚生員を配置し、健全で楽しい遊びを与え、異年齢児童の交流等を図れるよう、事業の充実に努めます。
★ファミリー・サポート・センター事業	・ 子育て支援グループが運営する、ファミリー・サポート・センター事業との連携並びに活動の支援を行います。

## （２）行政による経済的な支援

地域経済の低迷等により、家計に占める子育ての経済的負担が増えています。

アンケート調査においても、医療費助成制度の拡充や保育所・幼稚園・放課後児童クラブ等に係る経済的支援を求める声が多くなっています。さらに、子どもを増やそうと思わない理由の一つとして、経済的な負担をあげており、子育て家庭に加えて次代の親への支援として経済的支援は重要です。

本市では、児童手当の支給や乳幼児医療費・小学生医療費の助成、保育所利用料の所得に応じた軽減等をはじめ各種の制度を実施していますが、今後とも子育て家庭への経済的支援を推進していくとともに、国や県の制度の拡充などを要望していきます。

### 【主な個別事業】

事業名	内容
出産祝金	・出産を祝うとともに、子育てを支援するために祝い金を支給します。
児童手当（子ども手当に移行される予定）	・家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成、資質の向上を目的として、国の制度に基づき保護者に支給します。
保育所保育料軽減	・子育てに伴う経済的な負担の軽減を図るため、保育所保育料を国の徴収金基準額より低額（基準額の80%）に設定します。
保育所・幼稚園保育料の第3子以降の無料化	・保護者等の所得が一定以下の場合、第3子以降の保育所・幼稚園の保育料を無料とします。
乳幼児医療費助成事業	・乳幼児に対し、疾病の早期診断・早期治療を促進し、健康の保持と増進を図ることを目的に医療費を助成します。
* 子ども医療費助成事業	・小・中学生の医療費を助成することにより、保護者の負担を軽減し、もって、健全な育成と福祉の増進を図ります。
幼稚園就園奨励費補助	・幼稚園児の保護者の経済的負担の軽減を図るため、入園料・保育料の一部を助成します。
就学援助	・学校教育法第19条に基づき、経済的理由により就学困難と認められる小学校及び中学校に在籍する児童・生徒の保護者に対し、必要な援助を行います。
	《遠距離通学費助成》 ・小・中学校の遠距離通学者に対し、通学費を助成します。
	《高等学校通学費助成》 ・高等学校の遠距離通学者に対し、通学費を助成します。

個別  
課題

- ・施設利用者に対する支援
- ・各種サービスの体制構築に対する考え方

## 基本施策2 多様なニーズに合わせた保育サービスの充実

### （1）多様な保育ニーズへの対応

共働き家庭の増加や就労形態の多様化などにより、働きながら子育てできる多様な保育サービスの充実が重要です。

本市では、延長保育や一時保育、幼稚園での預かり保育などを実施し、利用者の状況に応じたさまざまな保育サービスの充実を図ってきました。

アンケート調査によると、認可保育所や幼稚園の利用が高いのはもちろん、延長保育や一時保育の拡充や病児・病後児保育の実施などの要望もあがっています。

今後も、多様なニーズに応じた保育サービスの充実や小学生の健全育成など、安心して子どもを産み育てられるよう、利用者が希望するサービスがスムーズに提供できるような取組みを進めます。

### （2）保育サービスの質の向上

子どもを安心して預けられる施設であることはもちろん、子どもの健やかな成長に大きな影響を及ぼす場所として保育所は重要なところです。

一人ひとりの子どものニーズに応えるために、今後とも各種研修会等への参加を通じ、保育技術の向上と自己研鑽に努めていきます。

保育所の運営は、①保育サービスの質の向上、②利用者が必要とするさまざまなサービスや情報の提供、③危機管理対策などが重要な課題となっており、認可外保育施設も含め管理運営体制の強化に努めます。

### （3）放課後の児童の健全な育成

出生率の低下や核家族化の進行、近所とのつながりの希薄化などにより、子どもたちが元気に外で遊ぶ姿をみるのが少なくなってきました。

最近では、家の中での一人ゲームをして遊ぶ子どもが増え、同年代をはじめ兄弟や姉妹以外の年齢が異なる人とのふれあい方を知らない子どもがみられます。

こうした中で、子どもたちが年上や年下の友だちと遊びを通じ、年齢の異なる仲間づくりができるような機会を増やすことも放課後における児童の健全育成に必要です。

アンケート調査においても、子どもの遊び場が少ないなどの回答があり、安全な公園や広場の整備や親子も集える身近な場所を求めています。

本市では、子どもたちが異学年を含む集団での遊びを通じ、地域内で子どもたちの交流を一層深めるために、フレンドクラブなどを行ってきました。

今後も地域における交流の機会の提供を充実していくとともに、子どもの放課後を安全・安心に過ごせる場所の確保として学童保育所の充実に努めていきます。

## 【主な個別事業】

事業名	内容
保育所民営化	・より利用しやすく、より質の高い保育サービスを目指し、保育所民営化の可能性を検討します。
★通常保育事業	・月曜日から土曜日の7:00～18:00までの間、保護者が就業等で保育ができない場合、6か月児から未就学児までの乳幼児に保育所で保育を行います。 ・地域ごとの待機児童0に向けて、検討していきます。
★延長保育事業	・通常の開所時間は7:00～18:00までですが、現在19:00まで延長しているほか、中里保育園で20:00まで受け入れており、今後の需要に応じ、延長時間をさらに検討していきます。
★一時保育事業	・保護者の短時間就労や疾病、冠婚葬祭等、または育児等に伴う心理的・肉体的負担を軽減するため、通常保育の対象とならない児童を受け入れます。現在3箇所で開催中ですが、需要により増設を検討していきます。
★特定保育事業	・保護者の就業等により、週に数日あるいは1日あたり数時間家庭を空ける場合、保育所で保育を行うものですが、今後の需要により検討していきます。
★休日保育事業	・保護者が休日に就業等している場合、保育所で保育を行うものですが、今後の需要により検討していきます。
公立保育所の整備	・既存保育所の老朽化や多様な需要に対応するため、認定こども園等、子育て支援の拠点となる施設を整備します。
★放課後児童健全育成事業 (学童保育所)	・保護者が就業等により、昼間家庭にいない小学校4年生までの児童を対象に、適切な遊びと生活の場を与え、健全な育成を図ります。
幼稚園での預かり保育	・降園後家庭での保育が困難と認められる園児について、預かり保育を実施します。
フレンドクラブ	・児童に健全な遊びを与え、児童の情操及び健康の増進を図ることを目的として、児童センターにおいて小学校4年生から6年生までを対象に実施します。
放課後子ども教室	・放課後や週末に、異学年間の交流とさまざまな体験活動や地域住民との交流活動を通じて、心豊かにたくましく自信と意欲をもって生きることができる子どもが育つよう、放課後子ども教室を開催します。

個別  
課題

・子ども及び保護者への相談事業、問題の早期発見体制の構築

## 基本施策3 子どもに関する相談体制の充実

児童虐待をはじめ、いじめや体罰など子どもの人権を脅かす事件が増えているとともに、不登校や引きこもりなどの問題も深刻化しています。

さまざまな問題を抱える子どもや保護者に対して、学校や教育委員会、家庭児童相談室では、電話や面談による支援、指導や各種相談事業を行ってきました。

学校では、子どもたちへの声かけや対話を通じ指導しているほか、家庭児童相談室では必要に応じ、専門機関の紹介や児童福祉施設への入所相談を行うなど、問題解決に努めています。

今後も、子どもに関する問題解決のために、特に、児童虐待の防止には、関係機関と連携し、早期発見・早期対応に努め、適切な助言など支援体制を強化していきます。

## 【主な個別事業】

事業名	内容
教育相談事業	・電話や学校、教育委員会において、随時相談を受け付けます。
家庭児童相談室	・子どもの養育、健全な人間関係等についての相談・指導を行い、子どもや家庭の福祉の向上に努めます。また、相談内容が複雑・多様化する状況に対応できるよう、民生委員・主任児童委員・児童相談所など関係機関との連携を強化し、活動の充実を図ります。
児童虐待防止ネットワークの整備	・現在の「児童養育担当連絡会」を推進するとともに、より多くの専門機関が参加する「要保護児童対策地域協議会」を設立する等、ネットワークの整備を図ります。
子どもカウンセリング	・いじめや不登校等で悩む生徒のために、各中学校において専門家によるカウンセリングを実施します。



## 基本目標 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

### 個別課題

- ・ 妊娠から出産までの支援
- ・ 妊産婦や新生児に対する母子保健医療体制の拡充
- ・ 不妊治療者への支援
- ・ 一般健診、母親教室、健康相談事業の充実

### 基本施策 1 安全な妊娠・出産への支援

妊婦が心身ともに健康で安心して出産を行えるよう、母子の健康を管理するために母子健康手帳を交付し、交付時に保健師が面接指導を実施しています。

また、妊娠・出産・育児は不安や悩みを抱えやすい時期でもあることから、不安の軽減を図る心のケアが必要です。

本市では、子育ての知識や心構えなどを学ぶ機会として母親教室や両親学級を実施してきましたが、今後も親になるための準備として子育てについて学ぶ機会を充実していきます。加えて、妊娠中の飲酒・喫煙等は胎児の発育に影響を及ぼすため、本人、家族への意識を高める教育が必要です。

一方、子どもが欲しいと望んでいるにも関わらず、子どもに恵まれず不妊治療を受ける夫婦も増えています。このような人たちに対して、相談や情報提供などを行っていますが、今後もより一層支援していきます。

#### 【主な個別事業】

事業名	内容
母子健康手帳交付・妊婦健康相談	・母子健康手帳交付時に、保健師が妊婦に対して安心して妊娠期を過ごすための面接指導を実施します。
妊婦一般健康診査・妊婦歯科健康診査	・血液型不適合妊婦の抗Dヒト免疫グロブリン接種補助を実施します。 ・妊婦健康診査は、妊娠全期で15回分、歯科は1回分の費用を助成します。 ・口腔内を通して生活状況を確認し、改善に向け支援します。 ・生まれてくる子どもの口の発達の支援と情報提供を行います。
母親教室（両親学級）	・妊娠中、安心して出産・育児ができるよう、妊婦に対し教室を開催します。 ・親となる夫婦に対し、安心して妊娠・出産ができるよう、両親学級を開催します。
妊産婦・新生児訪問指導	・ハイリスク妊産婦や援助が必要と思われる新生児を対象に、発育・栄養・子育て・生活環境・疾病予防等に対する援助を行うため、訪問指導を実施します。
不妊に悩む家族の支援	・不妊に悩む家族に対する相談・情報提供・精神的ケア等を推進します。

個別  
課題

・生活習慣の改善等、母子の健康づくり支援

## 基本施策2 子どもと母親への健康支援

健康はその人の一生の財産であり、年齢を重ねてから健康づくりに取り組むより、子どもの頃からの健康的な生活習慣が必要です。乳幼児期に確立された生活のリズムは、健康に大きく影響するとともに、その後の生涯にわたる生活習慣の基盤となるため、乳幼児期から健康的な生活習慣を身に付けていくことが大切です。

しかし、近年の社会環境や生活様式の変化により、小さいうちから生活習慣が乱れている子どももいます。また、学童期の肥満やその一方、思春期やせ症等の問題も大きく取り上げられています。特に、親の生活習慣が子どもの生活習慣に影響することから、親自身の健康づくりに対する働きかけも必要です。

子どもが健やかに成長するためには、心の健康づくりに加え、疾病の予防、生涯にわたる健康的な生活習慣の確立、不慮の事故防止、親の健康づくりなどへの支援が重要です。

疾病等の予防対策として、望ましい食習慣や正しい生活リズムを確立するため、乳幼児期から始める生活習慣病の予防対策を充実させるとともに、食育の推進、子どもの事故防止や応急処置等の普及や啓発の強化を図っていきます。

## 【主な個別事業】

事業名	内容
乳児健康診査（4か月児・10か月児）	・健やかな乳児期を送れるように、医師等による健康診査を行います。
1歳6か月児健康診査	・子どもの発育・発達の状況を確認するとともに、育児に対する不安を抱えた母親への育児支援を実施します。
3歳児健康診査	・人間形成にも大切な時期であり、就学前の最後の健診として、総合的な健診を実施します。また、しつけや子育て等に関する指導を行います。
乳幼児健康相談（7か月児・1歳児・2歳児）	・子どもの発育・発達の状況を確認するとともに、育児に対する不安を抱えた母親への育児支援を実施します。
乳幼児訪問指導	・必要により、健康に心配のある乳幼児に対し随時保健師が家庭訪問し、相談に応じます。
予防接種	・乳幼児等を感染症から予防するため、予防接種法による予防接種を実施します。
出産・子育てに関する地域情報の提供	・保育所や医療機関、遊び場や子育てサークルなど地域における出産・子育てに関する情報を掲載したパンフレット等を作成し、必要な情報を必要とする人にきめ細かく提供していきます。
食育の推進	・乳幼児、児童・生徒の健全な育成を図るため、食育を推進します。 ・「早寝・早起き・朝ごはん」運動を進めます。

事業名	内容
*ブックスタート事業	・すべての赤ちゃんが、情操豊かで健やかに成長することを目的として、絵本の楽しい体験とっしょに、絵本を手渡す活動を行います。
子育てガイドブックの作成	・児童福祉・母子保健・医療、その他子育てに関するさまざまな分野の情報をわかりやすくまとめたガイドブックを作成し、子育て家庭にやさしい情報の提供を進めます。



個別  
課題

・新生児から見守る医療体制の整備、障がい等の早期発見

### 基本施策3 小児医療の充実

最近の小児医療を取り巻く環境は厳しさを増しており、本市も例外ではありません。小児医療機関は、単に疾病の診断や治療だけでなく、発達障がい等の早期発見のため、子どもの発育や発達を評価して育児に関する相談を行うとともに、新型インフルエンザ等の新しい感染症に対処するため、予防接種を行うなど幅広い対応が求められます。

小児救急医療については、24時間・365日の対応が求められていることから、休日における受け入れ体制の充実と、夜間に重症患者を受け入れる医療体制の整備を行う必要があります。夜間救急の対応については、市内の医療機関のほか、県北地域対策医療協議会や県北地域保健医療福祉推進会議に働きかけながら体制の構築に努めていきます。また、日曜日や祝日等に地域の小児科医等の医療機関が当番で診療にあたる事業を実施します。

心身の障がい疑われる子どもを支援するためには、各関係機関が連携を深め、障がいの早期診断と療育システムの充実が不可欠となるほか、その家庭に対する相談体制や支援体制の充実も必要となります。

さらに、治療が長期にわたる小児慢性特定疾患とその家族が安心して療養生活が続けられるよう、医療費などの経済的支援を行うとともに、相談窓口の設置や訪問指導の実施など保健福祉サービスの充実に努めます。

子育てしやすい環境を整備するため、いつでも安心して質の高い医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の充実に努めていきます。

#### 【主な個別事業】

事業名	内容
休日診療事業の充実	・日曜日・祝日・年末年始も受け入れし、救急患者に対応します。当番日には、できるだけ小児科標榜の医療機関が当番にあたるように努めます。
休日歯科診療事業	・日曜日・祝日・年始(年末を除く)も受け入れし、救急患者に対応します。
安達地方病院群輪番制事業	・夜間の救急患者や重症患者に対し、安達地方の医療機関において当番制で医療サービスを行います。
総合医療情報システム事業	・休日・夜間における救急患者や重症患者が緊急の治療を要する場合、県の総合医療システムを活用し、適時・適切な医療機関へ搬送する医療サービスを行います。

## 基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

### 個別課題

- ・子どもの心身の健やかな成長のための環境整備
- ・子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備
- ・家庭・地域の教育力の向上

### 基本施策1 多様な体験機会の拡充

子どもたちは、地域の中でさまざまな体験を通じて成長していきます。家庭や地域を取り巻く環境の変化、子どもに関わる人々の意識の変化とともに、核家族化や生活様式の変化などが加わって、子どもたちの育つ環境は大きく変わりつつあります。

物質的には恵まれている一方、社会常識が欠落して他人を思いやる心が欠如しているなど、集団社会になじめない子どもたちが増加し、大人への成長に必要なさまざまな体験が不足しているために、人間関係をつくり上げていくのが苦手な子どもが増え、一般社会に溶け込めずに引きこもったり、突然、感情のコントロールができなくなったり、自己中心的な子どもが目立つようになっています。

また、自然の中での体験や家族と過ごす機会が減り、子ども同士が集団で過ごす機会も少なくなってきたことが指摘されています。周囲の人との関わりの中で、自我を形成して他人を思いやる心を育ててきた環境づくりの再構築が求められています。

子どもたちが一人の人間として、他人を思いやる心や豊かな人間性を育てていくためには、多くの人々との関わりの中で自然や芸術・文化などにふれあいながら遊ぶことや学んでいくことが大切であり、地域における資源を活かした体験の機会を充実していきます。



個別  
課題

・子どもの年齢に応じた多様な体験機会の充実

## 基本施策2 自立を促す企画・事業の充実

かつては、子ども同士が集団で遊び、兄弟が多い家庭では、兄や姉が弟や妹の面倒をみるなど、他人に対する配慮や思いやりが自然に身に付く機会が多くありましたが、近年は、少子化や核家族化が進むにつれて、そのような機会も少なくなってきました。そこで、集団でのさまざまな行動や活動により、考え、体験させることが必要になってきています。

子どもたちに対するスポーツや仲間づくりといった体験機会を拡大するとともに、単なる体験に止めず自分の意思と責任で新たな挑戦に繋げていくことが大切です。いろいろな体験の積み重ねにより、達成感や充実感を味わわせ、周りとの連帯感を感じることができるよう、子どもたちが主体となって参加し、行動するための条件の整備を図っていきます。

身に付けた経験を活かしながら新たな課題を発見し、その克服と達成に向け取り組むことで、子どもたちが自信と意欲をもって活動する企画・参画型学習などに取り組んでいけるよう推進していきます。

## 【基本施策1・2の主な個別事業】

事業名	内容
地域子ども文化活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化センターや歴史資料館、コンサートホール、市民交流センター等を拠点に、本市の歴史や文化に触れたり、さまざまな芸術活動に接したり、子ども自身が創作活動等を行う場を設け、子どもの文化活動や鑑賞の機会を充実します。</li> <li>・地域の伝統文化継承活動（お祭り等）を体験することにより、古くからの伝統とそこに参加する人間関係等を理解し、子どもたちの健全な育成を図ります。</li> <li>・外国人も含めた親子での多文化体験等を通して国際理解を深め、情操豊かな子どもの育成を支援します。</li> </ul>
地域育成会活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域育成会や青少年育成市民会議などを通し、子どもたちのふれあいを促進する活動の展開を図ります。</li> </ul>
高齢者ふれあい事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者と子どもが各種行事を通じてふれあうことで、児童の健全育成と福祉の心を醸成していきます。</li> </ul>
スポーツ教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域スポーツクラブで行う教室活動に対し、その支援を行います。</li> </ul>
スポーツ少年団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種スポーツ競技（球技・武道等）を実施するスポーツ少年団に対し、その活動費を助成します。</li> </ul>
なかよしチャレンジルーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校4年生から中学・高校生を対象に、友達づくりや多様な体験を通し、社会性・創造性を養成する活動を行います。</li> </ul>

**個別  
課題**

- ・社会環境、生活環境の悪化が及ぼす子どもへの影響の改善
- ・児童・生徒が抱える悩みやストレスの解消、いじめ・不登校等の対策

### 基本施策3 思春期の心と身体健康づくり

思春期は、心身ともに大きく変化する時期であり、不登校や引きこもり、摂食障がい、さまざまな心の問題を抱えている一方、性行動の低年齢化による性感染症や喫煙、飲酒などの問題行動の増加が指摘されています。

これらの問題は、生活習慣病の発症など本人の健康に大きな影響を及ぼすだけでなく、子どもを産み育てる能力への影響も懸念されています。

こうした思春期の子どもたちのさまざまな問題に対応するため、本人や保護者への相談・指導體制を充実させるとともに、子どもの心身のケアに努めていきます。

学校教育においては、体育や学級活動、総合的な学習の時間で健康な身体づくりについての学習を行い、子ども自らの健康を自らが考えることができるよう取り組んでいます。

また、思春期の心と身体発達の発達や食に関する正しい知識を学ぶための健康教育を関係機関との連携により実施するとともに、家庭においても健康の向上に繋がるよう、保護者に対し学習の機会を提供していきます。

思春期の子どもに対する正しい知識の普及と啓発を行い、心の健康を図るとともに、保健や医療、福祉、教育の連携を一層強化し、家庭や学校、地域における支援体制を構築していきます。

#### 【主な個別事業】

事業名	内容
地域と学校の連携	・地域の公民館・PTA・学校等が連携し、子育てのあり方について学習します。
性に関する啓発等の推進	・性に関する諸問題が低年齢化しているため、性感染症、避妊、喫煙、食習慣等に関する教育・相談・情報提供等一層の啓発に努めます。
乳幼児とのふれあい体験学習の推進	・保育所・幼稚園等において、思春期の男女を対象とした乳幼児とのふれあい体験学習を推進します。
人間尊重の精神を基盤とした性教育	・人間尊重の精神を基盤として、児童・生徒の発達段階に応じた性に関する科学的知識の理解と認識を深めるための教育・指導に努めます。また、児童・生徒が健全な異性観をもち、これに基づいた望ましい行動がとれるよう、学校生活や教科学習を通じて指導を充実させます。

個別  
課題

- ・家庭での教育を補完する学校での社会教育
- ・学校生活を魅力あるものにするための方策づくり

## 基本施策4 魅力ある学校教育の推進

少子化は、子どもにとって社会性や自主性を身に付ける機会が減少したり、子どもへの過干渉や過保護などのマイナスの側面がありますが、子どもがより充実した教育を受ける機会が増えるなどのプラスの面もあります。

しかしながら、近年の経済情勢の悪化は、失業率の増加や雇用形態にも大きな影響を及ぼしており、子どもが将来に夢や希望をもちにくくなる状況にあります。また、学習機会の増加や進学率の上昇にともない、学校教育に対する保護者の要求は、複雑化・多様化しております。

ゆとり教育からの転換が現実となり、子どもが自ら学び、自ら考え主体的に判断する力や心豊かな人間性を育てていくことが学校教育の重要な課題となっています。

学校教育においては、子どもたち一人ひとりの個性や能力を伸ばし、時代の変化に即応できる多様で質の高い魅力あふれる教育を推進します。また、家庭や地域との連携を通じ、社会全体で子どもを育てるための教育環境を整え、子どもたちの生きる力の育成を図っていきます。

## 【主な個別事業】

事業名	内容
教育内容の充実	・善悪の判断等、心の教育を充実させ、公德心高揚運動の推進を図るとともに、基礎的・基本的な内容の定着を図る学力向上と地域の文化・歴史・自然等を生かした特色ある教育に取り組みます。
障がい児教育の充実	・心身に障がいをもつ幼児・児童・生徒の可能性を最大限に伸ばし、自己実現を促進するため、本人及び保護者のニーズに応じた適切な就学相談を実施します。
教職員の資質向上	・教職員の実践的指導力の向上を図るため、各種研修の充実に努めます。
教育相談の充実	・幼児・児童・生徒・保護者の悩みや、いじめ、不登校等の問題に対して相談に応じ、心の健康維持・増進に努めます。
幼児教育振興プログラムの策定	・幼児からの教育に関して、効果的なプログラムの策定を検討します。
教育施設・設備の整備・充実	・充実した教育活動が展開できるよう施設・設備の整備・充実に努めます。また、障がい児が安心して教育を受けることができるよう、必要に応じて施設等の整備に努めます。
地域との連携、保育所・幼稚園の連携	・地域や家庭と連携・協力を強め、開かれた保育所・幼稚園づくりを一層促進します。

## 基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

### 個別課題

- ・子ども連れで外出する際に、安全で安心して利用できる施設の改善
- ・快適な生活空間の確保

### 基本施策 1 快適な生活空間の整備

公共施設の中には、授乳やおむつ替えを行う場所がないなど、乳幼児連れでの利用が困難な場所があります。また、道路や歩道でも子ども連れの通行に危険なところなどがあり、子ども連れや高齢者をはじめ、すべての人にやさしいまちづくりが必要です。

安心して子育てをするために、子どもを連れていても気軽に外出できる安全で快適な生活環境を整備し、乳幼児から高齢者まで快適な暮らしができるようにやさしいまちづくりを推進します。

#### 【主な個別事業】

事業名	内容
道路環境や歩道の整備	・子どもやベビーカーに配慮した段差の低い歩道の整備、信号機・ガードレールなど交通安全施設の整備とともに、車両通行規制など、子どもが安心して通行できる道路環境の整備に努めます。
通学路の安全の確保	・ガードレールの設置やスクールゾーンの設定など通学路の整備に努めます。
子育て支援設備の整備	・子ども連れでも安心して利用できるよう、公共施設において、ベビーカー利用に対応したスロープ・エレベーター等の整備、トイレ内のベビーチェア等の設置を促進します。また、イベント等に利用される公共施設には託児・授乳スペースの確保を推進します。
生活空間の環境保全	・水や大気、土壌等の汚染を防ぎ、子どもや親子が安心して遊び、健康に過ごせるよう環境の保全に努めます。
公営住宅の整備	・公営住宅について、子育てに安心して快適な住宅の整備を目指します。

## 基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立の推進等

### 個別課題

- ・ 家庭生活における男女の役割分担と生活改善の啓発
- ・ 地域社会全体で取り組む子育て支援

### 基本施策 1 子育ての男女共同参画

女性の社会進出が進んでいる現在、本市においても共働き家庭は増加傾向にありますが、子育てに関する負担の多くは女性が負っている現状にあり、性別による固定的な役割や分担意識を見直し、家事や子育てへの男女共同参画を促進するため、広報・啓発活動を推進します。

核家族化と女性の社会進出が進む中で、仕事や家庭において男女が協力しあい、子育てを行うことが一層大切となり、特に男性側の意識改革が課題となっています。職場における父親教室の開催や男性の育児休業制度等の促進を事業主に対し積極的に取り組んでいくよう要請していきます。

子育て中の母親を取り巻く課題のひとつとして、多くの父親が仕事中心の生活を送ることにより、家族と食事をともにする機会が少なく、このような状況が、子育て中の母親の負担感や孤立感を増長させる一因となっています。

男女がともに家庭での役割を担うことへの意識の改革を図るとともに、すべての人が家庭と仕事のバランスがとれ、働き方が選択できる社会を構築する必要があります。経済情勢が厳しい中、これらの改善に向けて男女共同参画基本計画に基づき、労働者や事業主、地域住民等、社会全体の意識改革が必要であり、啓発や情報の提供について関係団体と連携を図りながら推進していきます。

#### 【主な個別事業】

事業名	内容
男女共同参画についての啓発促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女共同参画を推進するための啓発を行います。</li> <li>・ 男女がともに仕事と家事・育児・介護等の家庭生活との均衡（ワーク・ライフ・バランス）を図るために、職場における雇用環境の改善が必要であることから、事業所等に対する啓発を行います。</li> </ul>

個別  
課題

- ・配偶者が積極的に子育てに参加するための啓発
- ・子育て家庭を支援するための職場環境の改善への提言

## 基本施策2 家庭生活と就労（ワーク・ライフ・バランス）の充実

ワーク・ライフ・バランスは、「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感をもちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期や中高年期といった人生の各段階に応じて、多様な生き方を選択・実現できることであります。

アンケート調査によると、育児休業を取得した母親は約3割で、制度があっても取得しにくい環境であったり、制度自体がないなどの回答の方が多くみられました。さらに、父親では育児休業を取得した人は1割にも満たず、母親と同様に制度があっても十分に制度が機能していない現状です。

今後も、企業や職場等に対する広報や啓発を行い、男性・女性関係なく育児休業を取得しやすい職場の雰囲気づくりや勤務時間の短縮、有給休暇の取得促進などに努めていく必要があります。

また、働く女性にとっては仕事と子育ての両立は大きな問題であることから、次代の親が安心して結婚し、子どもを産み育てることができるよう、仕事と家庭の両立支援を行っていきます。

## 【主な個別事業】

事業名	内容
*ワーク・ライフ・バランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県男女共生センター等関係機関との連携を図りながら、個々の働き方や家庭生活・地域生活の見直し等についての普及・啓発を図っていきます。</li> <li>・県で行っている「次世代育成支援企業認証制度」の積極活用や「ワーク・ライフ・バランス大賞表彰」などについての広報・啓発を図っていきます。</li> <li>・優良企業の情報収集や広報・啓発に努めていきます。</li> </ul>
男性の育児・介護休業制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業所に育児・介護休業制度の普及を図り、男性も取得しやすい環境の整備を図るよう要請していきます。</li> </ul>
企業内保育サービスの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の就労の機会を大きく改善する企業内保育サービスの実施を、事業主に要請していきます。</li> </ul>

## 基本目標 6 子ども等の安全の確保

### 個別課題

・子どもを見守るための地域ネットワークの強化

### 基本施策 1 子どもを見守る地域の連携

次世代を担う子どもたちの社会性や主体性などを育むため、学校や地域社会をはじめとする関係団体と連携し、子どもの健全育成に向けた各種事業や有害環境の浄化活動に取り組んでいきます。

また、子どもに対する虐待や不慮の事故・事件等については問題が起こってから対応するのではなく、未然に防ぐための危機管理が大切であり、地域ぐるみで予防等の活動に一層取り組んでいく必要があります。

こうした活動を推進するために、連絡会議等を開催して情報の共有化に取り組んでいくとともに、子どもを見守る地域のネットワーク体制を強化していきます。

家庭内においても、インターネットや携帯電話の普及により、情報の入手方法が多様化していますが、さまざまなメディアから流される有害な情報から、子どもたちを守る取り組みが必要です。

さらに、子ども自身がその危険性を理解し、利用にあたっては自己責任が伴うことを教えることも重要です。

#### 【主な個別事業】

事業名	内容
有害環境の浄化活動	・PTA・少年センター・防犯協会・地域安全パトロール隊・更生保護女性会などの防犯活動ボランティア及び警察署と連携して、子どもの健全育成にとって有害となるような環境の浄化活動を推進します。また、福島県ピンクビラ等の規制に関する条例(H18.4.1施行)に基づき、除去活動を行います。
地域安全パトロール隊	・市民生活の安全確保と犯罪のない地域づくりのため、それぞれの地区の状況に応じて、各地区隊員が徒歩や車で市内を定期的に巡回します。
子ども見守り隊	・地域の構成メンバーの車や公用車にマグネットシートを貼付し、通学路の巡回・巡視や危険箇所の確認を行うとともに、付き添い下校活動、街頭指導、声かけ運動等を通して、子どもの安全を見守ります。

**個別  
課題**

- ・交通安全に対する啓発活動
- ・犯罪被害を回避するための地域ぐるみによる危険予防の体制の充実

## 基本施策2 子どもの安心と安全の確保

近年、テレビや新聞等のニュースでは、子どもの交通事故や犯罪の被害に遭った事件などが増えています。

子どもは、成長とともに家族以外の人との出会いや社会と関わる機会が増え、犯罪や不慮の事故に巻き込まれる可能性が高くなります。

本市では、子どもを交通事故から守るために、交通ルールを身に付けるよう、啓発のための資料の配布や交通安全のイベント等を行い、交通安全教育を行ってきました。

さらに、関係機関と連携し、補導委員や子ども見守り隊による活動や危険な場所への街路灯の設置等を行い、安全なまちづくりを推進してきました。

今後も、地域全体で子どもを守る意識を高め、警察や学校、PTA、家庭、地域が連携して防犯体制を強化し、防犯ブザーをもたせるなど、安全対策を推進します。

### 【主な個別事業】

事業名	内容
体験的な交通安全教育の整備	・地域における交通安全教育関係者等との連携・協力体制の強化を図り、各季交通安全運動期間中に各学校・幼稚園・保育所等がそれぞれ主体となって実施する参加・体験・実践型の交通安全教育を支援します。
街頭補導活動・防犯	・少年の非行防止及び児童・生徒の安全な登下校のため、補導委員や子ども見守り隊による街頭補導を実施するとともに、関係機関と連携を図りながら防犯体制の整備に努めます。
街路灯設置	・地域の安全の確保と安心できる地域を目指すため、街路灯(LED)を設置します。
防犯ブザーの貸出	・児童・生徒の通学途中の安全対策のため、防犯ブザーを貸出し、安全指導の充実に努めます。
広報・啓発	・子どもに限らず、市民の安全を守り、安心して暮らせるまちづくりのための広報活動や啓発活動を推進していきます。



## 基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進

### 個別課題

・子どもの最善の利益を確保するための施策の展開

### 基本施策1 子どもの権利を尊重する社会風土の醸成

「子どもの権利条約」は、18歳未満のすべての人の基本的人権の尊重を促進することを目的に1989年（平成元年）に国連で採択され、日本も1994年（平成6年）4月に批准しました。この条約では、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つの権利を定め、子どもの最善の利益の確保を目指すものです。言い換えると、子どもに関することはあくまでも子どもの視点に立って考え、子どもにとって最も良いものを決定することが大人の義務として謳われています。しかし、世界的にみると、貧困や飢餓、武力紛争、また、人身売買や性的搾取などが後を断ちません。わが国においても、虐待やいじめ、不登校、援助交際や児童の性を表現したものなど、子どもたちを取り巻く環境は過去に比べ、より一層深刻化しているのが実情です。

「子どもの権利条約」の普及・啓発を推進するとともに、子どもの人権が尊重される社会風土を醸成していくことが必要であり、子どもの視点に立って、遊びや学習を通じ、豊かな心を育てていきます。

また、子どもの権利擁護のシステムを確立し、豊かな自然と文化の中でのびのびと生活し、その個性が大切にされる地域社会の実現のために取り組んでいきます。

#### 【主な個別事業】

事業名	内容
子どもの権利条約に関する啓発活動	・「子どもの権利条約」をふまえ、子どもの人権が尊重されるまちづくりを目指して、広報・啓発に努めます。



個別  
課題

・子育てにおける母親の不安の解消と心の健康支援

## 基本施策2 育児不安の軽減と虐待等の予防

アンケート調査では、楽しいと感じながら子育てをしている母親が大半ですが、育児を協力してくれる人がそばにいない、悩みを相談できる人がいないなど、さまざまな不安や悩みを抱えている人もいます。さらに、親自身の精神的な問題や生活上のストレス、育児の難しさなどの要因が錯綜して、わが子を虐待してしまうケースや事件が問題となっています。

特に、乳幼児期の子どもの心の健康は、一番身近な親の心の状態と密接な関係にあり、親子ともども心の健康に対する支援が必要です。

本市では、妊産婦への健康相談や精神面での相談、乳幼児の発育相談などを通じて育児不安の解消や虐待の予防に努めてきました。

今後も、妊娠・出産・育児を安心して行えるよう、相談体制の充実と子育てに関する情報の提供を行い、保護者の不安軽減や親子の健康保持・増進に取り組んでいきます。

## 【主な個別事業】

事業名	内容
* 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	・すべての子どもが健やかに育ち、親子が安心して暮すことができるよう、子どもが生まれた家庭に保健師等が家庭訪問を行い、子どもの発育や健康、子育てに関するアドバイス、虐待予防を行います。
* 養育支援訪問事業	・乳児家庭全戸訪問事業その他により、養育支援が必要と判断された児童及びその保護者等に対して、相談、指導、助言その他必要な支援を行います。
育児セミナー	・子育て中の保護者を対象に、医師等による育児に関するセミナーを実施します。
子育て相談	・保健センターでは、電話・来所による相談を随時受け付けているほか、必要により栄養士・歯科衛生士等による相談も実施します。 ・チャットの会では、育児に不安をもつ親同士が話しあい、不安を軽減し、育児を前向きにとらえることができるよう支援します。
	・地域子育て支援センターでは、育児に悩む母親等の相談に乗ったり、母親同士が話しあう場を提供したり、さまざまな活動を行います。 ・家庭児童相談室でも、悩みや問題の解決に向け、随時相談に応じます。
	・主任児童委員・児童委員(民生委員)制度とその役割の周知を図り、地域の身近な相談者として、活動の活性化を図ります。
	・各学校では、子育てで気になることや、子どもが学校に行きたがらなかつたり、友達のことで困っているなどの悩みに対して、保護者を対象に教育相談を実施します。

### 個別 課題

- ・ 家族構成を考慮した、母子・父子家庭に対する支援
- ・ 障がい児、発達遅れに対する支援

## 基本施策3 援助を要する家庭への支援

### （1）ひとり親家庭への支援

全国的にひとり親家庭が増加傾向にあります。本市においても例外ではなく、ひとり親家庭への経済的・精神的な支援が求められています。

母子家庭では、就業面で不利な状況に置かれている人が多く、一方、父子家庭では、家事・子育てなどの生活面で不便を感じており、各種福祉サービスによる支援や子育ての負担軽減のためのさまざまな支援を推進します。

#### 【主な個別事業】

事業名	内容
母子福祉資金貸付金	・ 母子家庭に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、必要な資金を貸し付けます。
児童扶養手当	・ 母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図るため、児童が満18歳に到達した年度末まで支給します。
ひとり親家庭医療費助成事業	・ ひとり親家庭の親と子（父子家庭を含む。）に対し、医療費の一部を助成します。

### （2）障がいや発達に遅れのある子どもへの支援

今後、国においても障がい福祉サービスの見直しが予定されていることから、本市でもこれまでの事業を見直し、障がい者福祉計画に基づく支援の拡充が求められています。

乳幼児の疾病や異常を早期に発見するために、成長段階に応じて健康診査を実施し、早期発見に努め、専門機関との連携を図りながら適切な指導を行います。また、各種の保健教室や個別の保健・育児に関する相談・指導を行い、発達に心配のある子どもや保護者に対する相談や療育のための支援を行っていきます。

就学前の障がい児については、児童デイサービスなどの障がい福祉サービスを中心として、障がい児福祉の充実を図っていきます。

また、学校教育においては、障がいの種類と程度に応じた教育の場を提供し、発達段階に即応する教育の充実を図っていきます。

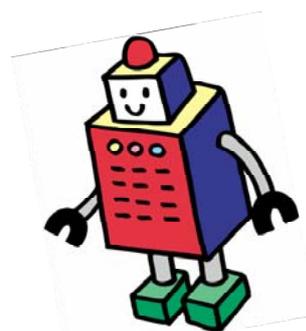
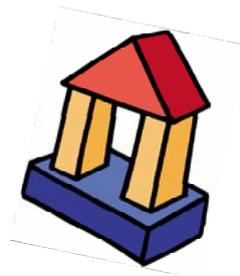
障がいの有無に関わらず、幼児期から子ども同士が交流し、互いに意識上の障壁を解消することが大切であるとの考え方が広まりつつあります。

障がいのある子どもにとって課題である社会参加や自立の基盤となる生きる力の育成のために、一人ひとりの障がいやその形態に応じた教育的支援の充実を図っていきます。

学校卒業後においては、福祉と教育機関などが連携し、地域で生活するための適切な支援を行う必要があり、乳幼児期から学校卒業まで、障がいのある子どもの自立や社会参加の促進に向けて一貫した相談支援体制を整備し、保健・医療・福祉と教育機関や児童相談所等が一層の連携強化を図り、支援の強化に努めます。

## 【主な個別事業】

事業名	内容
居宅介護	・日常生活を営むのに支障がある障がい児に対し、身体介護・家事援助などの日常生活の支援を行います。
児童デイサービス	・障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
短期入所	・保護者の疾病その他の理由で、家庭で介護することが一時的に困難となった障がい児を対象に必要な支援を行います。
相談支援事業	・在宅の障がい児の生活を支援するため、相談や療育指導が受けられるように、各種福祉サービスの提供や調整を行います。
障害児福祉手当・特別児童扶養手当	・在宅の重度障がい児に対し、手当を支給します。
日常生活用具給付・補装具費支給	・日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付や補装具費の支給を行います。
移動支援事業	・屋外での移動が困難な障がい児について、余暇活動等における社会参加のための移動を支援します。
日中一時支援事業	・保護者の就労支援や一時的休息のため、障がい児の日中活動の場の提供、見守り又は社会に適応するための日常的訓練の場を提供します。
あだち地方療育交流会	・心身に障がいのある児童とその保護者に対し、療育相談や参加者同士の交流の場を提供し、地域での生活を支援します。



## 主な関連事業の内容と目的

本計画の推進を図るため、関連する事務事業を掲げ、施策を推進します。

具体的事業	事業の目標・内容等	平成26年度 目標事業量	担当課
<b>基本目標1 地域における子育ての支援</b>			
結婚推進事業	・希望してもなかなか結婚機会に恵まれない人のために、結婚相談や情報提供、出会いの場の設定等、晩婚化・未婚化に対する支援を行います。	通年	子育て支援課
★地域子育て支援センター事業	・地域のすべての乳幼児について、相談・指導等を積極的に行うことにより、孤立しがちな子育てを地域で支える中核的な事業を行います。（育児相談、親子教室、育児の広場、育児セミナー、子育てサークル支援等）	4箇所	子育て支援課
子育てサークルの拡充	・乳幼児をもつ親同士が自由に交流する場として、子育てサークル活動の拡充を図るとともに、情報提供・ボランティアの育成・ネットワークづくりを進めます。	活動充実	子育て支援課
児童センター事業	・子どもが安心して遊ぶことができる活動の場として児童厚生員を配置し、健全で楽しい遊びを与え、異年齢児童の交流等を図れるよう、事業の充実に努めます。	活動充実	子育て支援課
★ファミリー・サポート・センター事業	・子育て支援グループが運営する、ファミリー・サポート・センター事業との連携並びに活動の支援を行います。	会員数200	子育て支援課
出産祝金	・出産を祝うとともに、子育てを支援するために祝い金を支給します。	対象者全員	子育て支援課
児童手当（子ども手当に移行される予定）	・家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成、資質の向上を目的として、国の制度に基づき保護者に支給します。	対象者全員	子育て支援課
保育所保育料軽減	・子育てに伴う経済的な負担の軽減を図るため、保育所保育料を国の徴収金基準額より低額（基準額の80%）に設定します。	対象者全員	子育て支援課
保育所・幼稚園保育料の第3子以降の無料化	・保護者等の所得が一定以下の場合、第3子以降の保育所・幼稚園の保育料を無料とします。	対象者全員	子育て支援課
乳幼児医療費助成事業	・乳幼児に対し、疾病の早期診断・早期治療を促進し、健康の保持と増進を図ることを目的に医療費を助成します。	対象者全員	国保年金課
*子ども医療費助成事業	・小・中学生の医療費を助成することにより、保護者の負担を軽減し、もって、健全な育成と福祉の増進を図ります。	対象者全員	国保年金課

具体的事業	事業の目標・内容等	平成26年度 目標事業量	担当課
幼稚園就園奨励費補助	・幼稚園児の保護者の経済的負担の軽減を図るため、入園料・保育料の一部を助成します。	対象者全員	子育て支援課
就学援助	・学校教育法第19条に基づき、経済的理由により就学困難と認められる小学校及び中学校に在籍する児童・生徒の保護者に対し、必要な援助を行います。	対象者全員	学校教育課
	《遠距離通学費助成》 ・小・中学校の遠距離通学者に対し、通学費を助成します。	対象者全員	教育総務課
	《高等学校通学費助成》 ・高等学校の遠距離通学者に対し、通学費を助成します。	対象者全員	教育総務課
保育所民営化	・より利用しやすく、より質の高い保育サービスを目指し、保育所民営化の可能性を検討します。	時期未定	子育て支援課
★通常保育事業	・月曜日から土曜日の7:00～18:00までの間、保護者が就業等で保育ができない場合、6か月児から未就学児までの乳幼児に保育所で保育を行います。 ・地域ごとの待機児童0に向けて、検討していきます。	9箇所	子育て支援課
★延長保育事業	・通常の開所時間は7:00～18:00までですが、現在19:00まで延長しているほか、中里保育園で20:00まで受け入れており、今後の需要に応じ、延長時間をさらに検討していきます。	7箇所	子育て支援課
★一時保育事業	・保護者の短時間就労や疾病、冠婚葬祭等、または育児等に伴う心理的・肉体的負担を軽減するため、通常保育の対象とならない児童を受け入れます。現在3箇所で開催中ですが、需要により増設を検討していきます。	4箇所	子育て支援課
★特定保育事業	・保護者の就業等により、週に数日あるいは1日あたり数時間家庭を空ける場合、保育所で保育を行うものですが、今後の需要により検討していきます。	—	子育て支援課
★休日保育事業	・保護者が休日に就業等している場合、保育所で保育を行うものですが、今後の需要により検討していきます。	—	子育て支援課
公立保育所の整備	・既存保育所の老朽化や多様な需要に対応するため、認定こども園等、子育て支援の拠点となる施設を整備します。	2箇所	子育て支援課
★放課後児童健全育成事業 (学童保育所)	・保護者が就業等により、昼間家庭にいない小学校4年生までの児童を対象に、適切な遊びと生活の場を与え、健全な育成を図ります。	全小学校区	子育て支援課
幼稚園での預かり保育	・降園後家庭での保育が困難と認められる園児について、預かり保育を実施します。	6箇所	子育て支援課

具体的事業	事業の目標・内容等	平成26年度 目標事業量	担当課
フレンドクラブ	・児童に健全な遊びを与え、児童の情操及び健康の増進を図ることを目的として、児童センターにおいて小学校4年生から6年生までを対象に実施します。	年12回 360人	子育て支援課
放課後子ども教室	・放課後や週末に、異学年間の交流とさまざまな体験活動や地域住民との交流活動を通じて、心豊かにたくましく自信と意欲をもって生きることができる子どもが育つよう、放課後子ども教室を開催します。	3箇所	生涯学習課
教育相談事業	・電話や学校、教育委員会において、随時相談を受け付けます。	随時	学校教育課
家庭児童相談室	・子どもの養育、健全な人間関係等についての相談・指導を行い、子どもや家庭の福祉の向上に努めます。また、相談内容が複雑・多様化する状況に対応できるよう、民生委員・主任児童委員・児童相談所など関係機関との連携を強化し、活動の充実を図ります。	随時	子育て支援課
児童虐待防止ネットワークの整備	・現在の「児童養育担当連絡会」を推進するとともに、より多くの専門機関が参加する「要保護児童対策地域協議会」を設立する等、ネットワークの整備を図ります。	年3回	子育て支援課
子どもカウンセリング	・いじめや不登校等で悩む生徒のために、各中学校において専門家によるカウンセリングを実施します。	随時	学校教育課



具体的事業	事業の目標・内容等	平成26年度 目標事業量	担当課
<b>基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進</b>			
母子健康手帳交付・妊婦健康相談	・母子健康手帳交付時に、保健師が妊婦に対して安心して妊娠期を過ごすための面接指導を実施します。	対象者全員	健康増進課
妊婦一般健康診査・妊婦歯科健康診査	・血液型不適合妊婦の抗Dヒト免疫グロブリン接種補助を実施します。 ・妊婦健康診査は、妊娠全期で15回分、歯科は1回分の費用を助成します。 ・口腔内を通して生活状況を確認し、改善に向け支援します。 ・生まれてくる子どもの口の発達の支援と情報提供を行います。	100%	健康増進課
母親教室（両親学級）	・妊娠中、安心して出産・育児ができるよう、妊婦に対し教室を開催します。 ・親となる夫婦に対し、安心して妊娠・出産ができるよう、両親学級を開催します。	年6回	健康増進課
妊産婦・新生児訪問指導	・ハイリスク妊産婦や援助が必要と思われる新生児を対象に、発育・栄養・子育て・生活環境・疾病予防等に対する援助を行うため、訪問指導を実施します。	100%	健康増進課
不妊に悩む家族の支援	・不妊に悩む家族に対する相談・情報提供・精神的ケア等を推進します。	随時	健康増進課
乳児健康診査（4か月児・10か月児）	・健やかな乳児期を送れるように、医師等による健康診査を行います。	100%	健康増進課
1歳6か月児健康診査	・子どもの発育・発達を確認するとともに、育児に対する不安を抱えた母親への育児支援を実施します。	100%	健康増進課
3歳児健康診査	・人間形成にも大切な時期であり、就学前の最後の健診として、総合的な健診を実施します。また、しつけや子育て等に関する指導を行います。	100%	健康増進課
乳幼児健康相談（7か月児・1歳児・2歳児）	・子どもの発育・発達を確認するとともに、育児に対する不安を抱えた母親への育児支援を実施します。	100%	健康増進課
乳幼児訪問指導	・必要により、健康に心配のある乳幼児に対し随時保健師が家庭訪問し、相談に応じます。	随時	健康増進課
予防接種	・乳幼児等を感染症から予防するため、予防接種法による予防接種を実施します。	100%	健康増進課
出産・子育てに関する地域情報の提供	・保育所や医療機関、遊び場や子育てサークルなど地域における出産・子育てに関する情報を掲載したパンフレット等を作成し、必要な情報を必要とする人にきめ細かく提供していきます。	随時	健康増進課

具体的事業	事業の目標・内容等	平成26年度 目標事業量	担当課
食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児、児童・生徒の健全な育成を図るため、食育を推進します。</li> <li>・「早寝・早起き・朝ごはん」運動を進めます。</li> </ul>	随時	健康増進課 教育総務課
*ブックスタート事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての赤ちゃんが、情操豊かで健やかに成長することを目的として、絵本の楽しい体験と一っしょに、絵本を手渡す活動を行います。</li> </ul>	100%	子育て支援課
子育てガイドブックの作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉・母子保健・医療、その他子育てに関するさまざまな分野の情報をわかりやすくまとめたガイドブックを作成し、子育て家庭にやさしい情報の提供を進めます。</li> </ul>	随時	子育て支援課
休日診療事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日曜日・祝日・年末年始も受け入れし、救急患者に対応します。当番日には、できるだけ小児科標榜の医療機関が当番にあたるよう努めます。</li> </ul>	対象者全員	健康増進課
休日歯科診療事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日曜日・祝日・年始(年末を除く)も受け入れし、救急患者に対応します。</li> </ul>	対象者全員	健康増進課
安達地方病院群輪番制事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間の救急患者や重症患者に対し、安達地方の医療機関において当番制で医療サービスを行います。</li> </ul>	対象者全員	健康増進課
総合医療情報システム事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日・夜間における救急患者や重症患者が緊急の治療を要する場合、県の総合医療システムを活用し、適時・適切な医療機関へ搬送する医療サービスを行います。</li> </ul>	対象者全員	健康増進課



具体的事業	事業の目標・内容等	平成26年度 目標事業量	担当課
<b>基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</b>			
地域子ども文化活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化センターや歴史資料館、コンサートホール、市民交流センター等を拠点に、本市の歴史や文化に触れたり、さまざまな芸術活動に接したり、子ども自身が創作活動等を行う場を設け、子どもの文化活動や鑑賞の機会を充実します。</li> <li>・地域の伝統文化継承活動（お祭り等）を体験することにより、古くからの伝統とそこに参加する人間関係等を理解し、子どもたちの健全な育成を図ります。</li> <li>・外国人も含めた親子での多文化体験等を通して国際理解を深め、情操豊かな子どもの育成を支援します。</li> </ul>	機会の充実	生涯学習課 文化課 学校教育課
地域育成会活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域育成会や青少年育成市民会議などを通し、子どもたちのふれあいを促進する活動の展開を図ります。</li> </ul>	活動の充実	学校教育課 生涯学習課
高齢者ふれあい事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者と子どもが各種行事を通じてふれあうことで、児童の健全育成と福祉の心を醸成していきます。</li> </ul>	年1回	子育て支援課
スポーツ教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域スポーツクラブで行う教室活動に対し、その支援を行います。</li> </ul>	100%	生涯学習課
スポーツ少年団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種スポーツ競技（球技、武道等）を実施するスポーツ少年団に対し、その活動費を助成します。</li> </ul>	50団体	生涯学習課
なかよしチャレンジルーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校4年生から中学・高校生を対象に、友達づくりや多様な体験を通し、社会性・創造性を養成する活動を行います。</li> </ul>	年10回	生涯学習課
地域と学校の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の公民館・PTA・学校等が連携し、子育てのあり方について学習します。</li> </ul>	年1回	生涯学習課
性に関する啓発等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性に関する諸問題が低年齢化しているため、性感染症、避妊、喫煙、食習慣等に関する教育・相談・情報提供等一層の啓発に努めます。</li> </ul>	随時	学校教育課
乳幼児とのふれあい体験学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所・幼稚園等において、思春期の男女を対象とした乳幼児とのふれあい体験学習を推進します。</li> </ul>	年1回	学校教育課
人間尊重の精神を基盤とした性教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人間尊重の精神を基盤として、児童・生徒の発達段階に応じた性に関する科学的知識の理解と認識を深めるための教育・指導に努めます。また、児童・生徒が健全な異性観をもち、これに基づいた望ましい行動がとれるよう、学校生活や教科学習を通じて指導を充実させます。</li> </ul>	随時	学校教育課

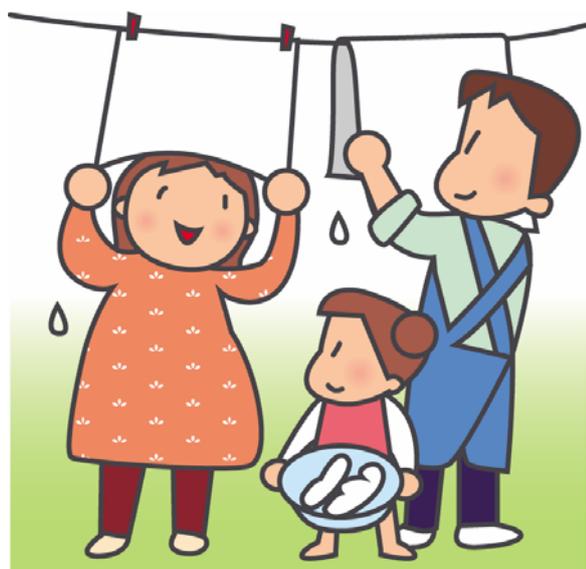
具体的事業	事業の目標・内容等	平成26年度 目標事業量	担当課
教育内容の充実	・善悪の判断等、心の教育を充実させ、公德心高揚運動の推進を図るとともに、基礎的・基本的な内容の定着を図る学力向上と地域の文化・歴史・自然等を生かした特色ある教育に取り組みます。	内容の充実	学校教育課
障がい児教育の充実	・心身に障がいをもつ幼児・児童・生徒の可能性を最大限に伸ばし、自己実現を促進するため、本人及び保護者のニーズに応じた適切な就学相談を実施します。	全学区実施	学校教育課
教職員の資質向上	・教職員の実践的指導力の向上を図るため、各種研修の充実に努めます。	研修の充実	学校教育課
教育相談の充実	・幼児・児童・生徒・保護者の悩みや、いじめ、不登校等の問題に対して相談に応じ、心の健康維持・増進に努めます。	全学区実施	学校教育課
幼児教育振興プログラムの策定	・幼児からの教育に関して、効果的なプログラムの策定を検討します。	策定	学校教育課
教育施設・設備の整備・充実	・充実した教育活動が展開できるよう施設・設備の整備・充実に努めます。また、障がい児が安心して教育を受けることができるよう、必要に応じて施設等の整備に努めます。	学校施設の耐震化 (幼稚園 1) 小学校 8 中学校 5)	教育総務課
地域との連携、保育所・幼稚園の連携	・地域や家庭と連携・協力を強め、開かれた保育所・幼稚園づくりを一層促進します。	連携強化	子育て支援課



具体的事業	事業の目標・内容等	平成26年度 目標事業量	担当課
<b>基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備</b>			
道路環境や歩道の整備	・子どもやベビーカーに配慮した段差の低い歩道の整備、信号機・ガードレールなど交通安全施設の整備とともに、車両通行規制など、子どもが安心して通行できる道路環境の整備に努めます。	ユニバーサル デザインに よる整備	道路維持課 都市計画課
通学路の安全の確保	・ガードレールの設置やスクールゾーンの設置など通学路の整備に努めます。	随時	道路維持課
子育て支援設備の整備	・子ども連れでも安心して利用できるよう、公共施設において、ベビーカー利用に対応したスロープ・エレベーター等の整備、トイレ内のベビチェア等の設置を促進します。また、イベント等に利用される公共施設には託児・授乳スペースの確保を推進します。	ユニバーサル デザインに よる整備	都市計画課
生活空間の環境保全	・水や大気、土壌等の汚染を防ぎ、子どもや親子が安心して遊び、健康に過ごせるよう環境の保全に努めます。	随時	生活環境課
公営住宅の整備	・公営住宅について、子育てに安心して快適な住宅の整備を目指します。	整備充実	建築住宅課



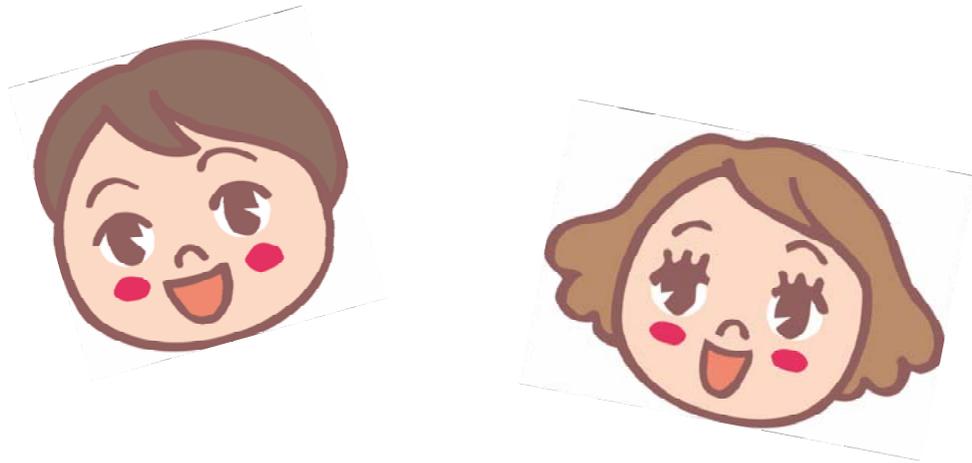
具体的事業	事業の目標・内容等	平成26年度 目標事業量	担当課
<b>基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進等</b>			
男女共同参画についての啓発促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画を推進するための啓発を行います。</li> <li>・男女がともに仕事と家事・育児・介護等の家庭生活との均衡（ワーク・ライフ・バランス）を図るために、職場における雇用環境の改善が必要であることから、事業所等に対する啓発を行います。</li> </ul>	広報・啓発	企画財政課
*ワーク・ライフ・バランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県男女共生センター等関係機関との連携を図りながら、個々の働き方や家庭生活・地域生活の見直し等についての普及・啓発を図っていきます。</li> <li>・県で行っている「次世代育成支援企業認証制度」の積極活用や「ワーク・ライフ・バランス大賞表彰」などについての広報・啓発を図っていきます。</li> <li>・優良企業の情報収集や広報・啓発に努めていきます。</li> </ul>	広報・啓発	企画財政課 子育て支援課 商工課
男性の育児・介護休業制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業所に育児・介護休業制度の普及を図り、男性も取得しやすい環境の整備を図るよう要請していきます。</li> </ul>	随時	子育て支援課 商工課
企業内保育サービスの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の就労の機会を大きく改善する企業内保育サービスの実施を、事業主に要請していきます。</li> </ul>	随時	子育て支援課 商工課



具体的事業	事業の目標・内容等	平成26年度 目標事業量	担当課
<b>基本目標6 子ども等の安全の確保</b>			
有害環境の浄化活動	・PTA・少年センター・防犯協会・地域安全パトロール隊・更生保護女性会などの防犯活動ボランティア及び警察署と連携して、子どもの健全育成にとって有害となるような環境の浄化活動を推進します。また、福島県ピンクビラ等の規制に関する条例(H18.4.1施行)に基づき、除去活動を行います。	随時	生活環境課 生涯学習課
地域安全パトロール隊	・市民生活の安全確保と犯罪のない地域づくりのため、それぞれの地区の状況に応じて、各地区隊員が徒歩や車で市内を定期的に巡回します。	週3回	生活環境課
子ども見守り隊	・地域の構成メンバーの車や公用車にマグネットシートを貼付し、通学路の巡回・巡視や危険箇所の確認を行うとともに、付き添い下校活動、街頭指導、声かけ運動等を通して、子どもの安全を見守ります。	通年	学校教育課
体験的な交通安全教育の整備	・地域における交通安全教育関係者等との連携・協力体制の強化を図り、各季交通安全運動期間中に各学校・幼稚園・保育所等がそれぞれ主体となって実施する参加・体験・実践型の交通安全教育を支援します。	年1回	生活環境課
街頭補導活動・防犯	・少年の非行防止及び児童・生徒の安全な登下校のため、補導委員や子ども見守り隊による街頭補導を実施するとともに、関係機関と連携を図りながら防犯体制の整備に努めます。	通年	学校教育課
街路灯設置	・地域の安全の確保と安心できる地域を目指すため、街路灯(LED)を設置します。	年間20基 〔新設10〕 〔取替10〕	道路維持課
防犯ブザーの貸出	・児童・生徒の通学途中の安全対策のため、防犯ブザーを貸出し、安全指導の充実に努めます。	全員	学校教育課
広報・啓発	・子どもに限らず、市民の安全を守り、安心して暮らせるまちづくりのための広報活動や啓発活動を推進していきます。	随時	生活環境課

具体的事業	事業の目標・内容等	平成26年度 目標事業量	担当課
<b>基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進</b>			
子どもの権利条約に関する啓発活動	・「子どもの権利条約」をふまえ、子どもの人権が尊重されるまちづくりを目指して、広報・啓発に努めます。	随時	子育て支援課
* 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	・すべての子どもが健やかに育ち、親子が安心して暮らすことができるよう、子どもが生まれた家庭に保健師等が家庭訪問を行い、子どもの発育や健康、子育てに関するアドバイス、虐待予防を行います。	100%	健康増進課
* 養育支援訪問事業	・乳児家庭全戸訪問事業その他により、養育支援が必要と判断された児童及びその保護者等に対して、相談、指導、助言その他必要な支援を行います。	100%	健康増進課 子育て支援課
育児セミナー	・子育て中の保護者を対象に、医師等による育児に関するセミナーを実施します。	年6回	子育て支援課
子育て相談	・保健センターでは、電話・来所による相談を随時受け付けているほか、必要により栄養士・歯科衛生士等による相談も実施します。 ・チャットの会では、育児に不安をもつ親同士が話しあい、不安を軽減し、育児を前向きにとらえることができるよう支援します。	随時	健康増進課
	・地域子育て支援センターでは、育児に悩む母親等の相談に乗ったり、母親同士が話しあう場を提供したり、さまざまな活動を行います。 ・家庭児童相談室でも、悩みや問題の解決に向け、随時相談に応じます。 ・主任児童委員・児童委員(民生委員)制度とその役割の周知を図り、地域の身近な相談者として、活動の活性化を図ります。	随時	子育て支援課
	・各学校では、子育てで気になることや、子どもが学校に行きたがらなかったり、友達のことで困っているなどの悩みに対して、保護者を対象に教育相談を実施します。	随時	学校教育課
母子福祉資金貸付金	・母子家庭に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、必要な資金を貸し付けます。	随時	子育て支援課
児童扶養手当	・母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図るため、児童が満18歳に到達した年度末まで支給します。	対象者全員	子育て支援課
ひとり親家庭医療費助成事業	・ひとり親家庭の親と子(父子家庭を含む。)に対し、医療費の一部を助成します。	対象者全員	子育て支援課
居宅介護	・日常生活を営むのに支障がある障がい児に対し、身体介護・家事援助などの日常生活の支援を行います。	対象者全員	福祉課
児童デイサービス	・障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	対象者全員	福祉課

具体的事業	事業の目標・内容等	平成26年度 目標事業量	担当課
短期入所	・保護者の疾病その他の理由で、家庭で介護することが一時的に困難となった障がい児を対象に必要な支援を行います。	対象者全員	福祉課
相談支援事業	・在宅の障がい児の生活を支援するため、相談や療育指導が受けられるように、各種福祉サービスの提供や調整を行います。	対象者全員	福祉課
障害児福祉手当・特別児童扶養手当	・在宅の重度障がい児に対し、手当を支給します。	対象者全員	福祉課
日常生活用具給付・補装具費支給	・日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付や補装具費の支給を行います。	対象者全員	福祉課
移動支援事業	・屋外での移動が困難な障がい児について、余暇活動等における社会参加のための移動を支援します。	対象者全員	福祉課
日中一時支援事業	・保護者の就労支援や一時的休息のため、障がい児の日中活動の場の提供、見守り又は社会に適応するための日常的訓練の場を提供します。	対象者全員	福祉課
あだち地方療育交流会	・心身に障がいのある児童とその保護者に対し、療育相談や参加者同士の交流の場を提供し、地域での生活を支援します。	対象者全員	健康増進課 福祉課





## 第5部

# 計画の推進に向けて



## 第5部 計画の推進に向けて

### 1. 関係機関や住民等との密接な連携

本計画は、進行する少子化問題に対応するため、子育て支援対策として策定するもので、本市の長期総合計画である「二本松市長期総合計画」の下位計画として、諸施策のうち、児童・家庭福祉等に関する総合方針として位置づけられ、推進にあたっては、他の部門別計画との整合性を図るとともに、関係する組織や団体との連携を図りながら、実現に向けて最大限の努力をしていくものです。

次世代を担う子どもたちの健やかな成長を支援することは、少子化が進む現在において極めて重要な問題であり、行政機関だけでなく、企業や地域住民等が一丸となって、新たなまちづくりの視点に立って、取り組んでいかなければならない課題です。

計画の推進にあたっては、多様化するニーズを的確にとらえ、対応する事業の確実な推進が必要不可欠ですが、厳しさを増す財政状況に鑑み、費用対効果の理念を忠実に遵守し、少ない費用で最大限の効果を得られるよう努力していきます。

これらの実現のためには、創意工夫を凝らしつつ、市民の皆さんのご協力を最大限に活かし、目的達成のために努力していくとともに、関係するあらゆる組織や団体との協調と地域社会を取り込んでの連携を密にして推進していきます。

### 2. 計画の進行管理

本計画は、10か年の長期にわたる計画の後半の5か年を計画期間とする平成22年度から平成26年度までの計画です。計画上目標とする事務・事業の実現と事業量等の達成については、前述の費用対効果の理念と、その時点での社会経済情勢に合わせた柔軟な対応が欠かせないものです。

少子化への歯止めを掛けることが重要であり、計画年度にない事務・事業や予定された事務・事業であっても、市民の皆さんの要望や需要等に応じて、柔軟な進行管理により実施していきます。

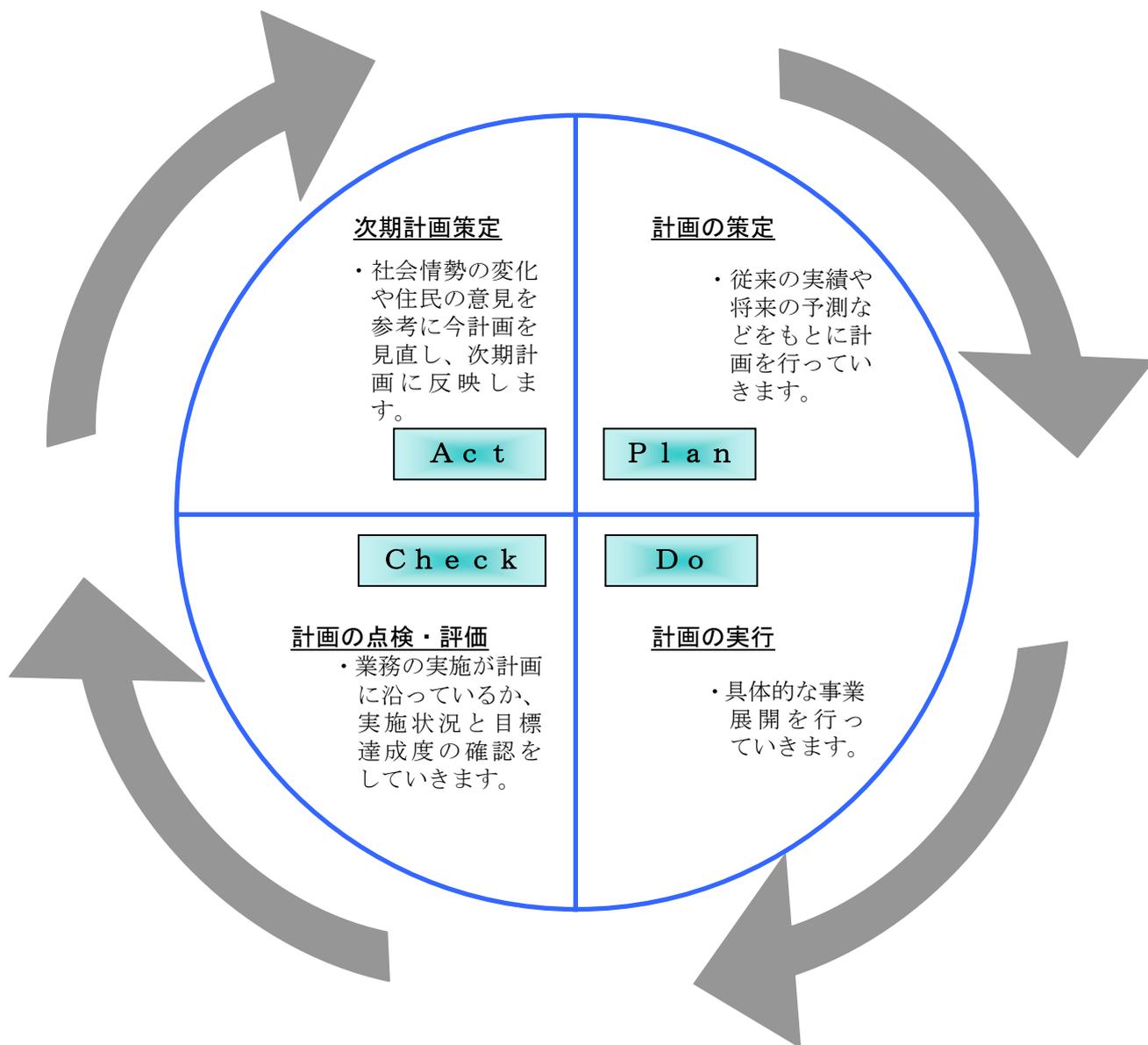
### 3. 社会・経済情勢や厳しい財政状況への柔軟な対応

平成 20 年秋の金融危機による景気の低迷もあり、国や地方自治体を取り巻く環境は、大変厳しい状況が続いており、今後もしばらくこのような状態が継続するものと思われます。

このような中で、政権交代による子ども手当の創設など、子育て家庭への直接的な経済支援の動きの一方、扶養控除の廃止・縮減など、子育て家庭を取巻く環境は大きな変化を迎えています。

本市の子育て支援策もこうした流れと無縁ではなく、事業の見直し等に柔軟に対応する必要があります。また、計画を実効性のあるものとして推進していくために、計画の策定・実行・点検・評価という、一連のサイクルによって計画の目標達成を目指していきます。

【計画の評価の流れ】







## 二本松市次世代育成支援地域行動計画後期計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定に基づき、二本松市次世代育成支援地域行動計画後期計画（以下「計画」という。）を策定するため、二本松市次世代育成支援地域行動計画後期計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定について協議し、市長に意見を具申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 企業関係者
- (2) 子育てに関する活動を行う地域団体関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 保健関係者
- (5) 福祉関係者
- (6) 教育関係者
- (7) 保護者代表
- (8) 学識経験者
- (9) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定を完了したときに満了するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、最初開催される会議は、市長が招集する。

2 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(個人情報の保護)

第7条 委員は、職務上知り得た個人情報があったときは、当該個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において協議し、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

## 二本松市次世代育成支援地域行動計画後期計画策定委員名簿

区分	氏名	所属	備考
企業関係者	山下 清 隆	301人以上常時雇用の企業代表	
子育てに関する活動を行う地域団体関係者	佐藤 千 晴	子育てサークル代表	
医療関係者	森 秀 樹	小児科医師	
保健関係者	阿部 洋 子	保健師	
福祉関係者	小幡 美紀子	主任児童委員	副委員長
	移川 圭 子	保育所長	
	石川 まり	児童厚生員	
教育関係者	横須賀 広 美	小学校長	
	佐藤 栄 子	幼稚園長	
保護者代表	桂澤 実 史	保育所	
	橋本 浩 幸	幼稚園	
	菅野 好 光	小学校	
その他	鈴木 眞 二	学識経験者	
	佐藤 敏 幸	労働者代表	
	氏家 瑞 江	子育て支援グループ代表	委員長

## 二本松市次世代育成支援地域行動計画後期計画策定委員会開催状況

回数	開催時期	開催内容
第1回	平成21年10月20日 (火) 19:00～	委嘱状交付 計画策定にかかる経過説明 市の現状報告 アンケート調査結果報告 意見交換
第2回	平成21年12月17日 (木) 19:00～	協議 ・後期計画素案について ・委員からの意見・要望等について
第3回	平成22年2月10日 (水) 19:00～	協議 ・パブリックコメントによる意見・要望について ・後期計画案について

## 二本松市次世代育成支援地域行動計画後期計画策定庁内幹事会要領

### (設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定に基づき、二本松市次世代育成支援地域行動計画後期計画（以下「計画」という。）を策定するため、二本松市次世代育成支援地域行動計画後期計画策定庁内幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 幹事会は、計画の策定について協議し、庁内原案を作成する。

### (組織)

第3条 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

### (幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長に子育て支援課長を、副幹事長に福祉課長を充てる。

2 幹事長は、会務を総理する。

3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

2 幹事長は、特に必要があると認めるときは、幹事以外の関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 幹事会の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

### (委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事会において協議し、幹事長が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

## 二本松市次世代育成支援地域行動計画後期計画策定庁内幹事名簿

氏 名	所 属		備 考
佐 原 一 彦	総務部	企画財政課長	
佐 藤 正 弘		人事行政課長	
本 田 光 雄	市民部	生活環境課長	
井 川 英美子		健康増進課長	
佐久間 好 夫		国保年金課長	
大 内 教 男	福祉部	福祉課長	副幹事長
遠 藤 俊 男		子育て支援課長	幹事長
齋 藤 仙 治		高齢福祉課長	
神 野 実	産業部	商工課長	
渡 辺 利 夫	建設部	道路維持課長	
星 盛 秋		都市計画課長	
菅 野 徹		建築住宅課長	
佐 藤 章 一	安達支所	市民福祉課長	
佐 藤 佐紀夫	岩代支所	市民福祉課長	
佐 藤 不二雄	東和支所	市民福祉課長	
高 場 則 夫	教育委員会	教育総務課長	
高 島 徹 也		学校教育課長	
佐 藤 克 男		生涯学習課長	

## 用語の説明

認可保育所（園）	保護者が就労等のため家庭で児童の面倒をみることができないなど一定の基準をクリアし、県知事はその設置を認可したもので、児童を親などに代わって預かる福祉施設
事業所内保育	企業が、従業員の就労を確保するために設置する保育施設
認可外保育所（園）	認可保育所（園）と同様の役割を果たすものであるが、県知事の設置認可を受けていない個人経営等の保育施設
延長保育（保育所）	通常の保育時間（午前7時～午後6時）を超えて預かる保育サービス
夜間保育	開所時間は概ね11時間で、おおよそ午後10時まで子どもを預かる保育サービス
トワイライトステイ	夜間一時的に児童の養育が困難になる場合の保育サービス（概ね午後10時まで）
休日保育	日曜や祝日などに保護者が就労する家庭の子どもを預かる保育サービス
病児・病後児保育	単に保護者等に代わって面倒をみるのではなく、子どもの発達ニーズに合わせた専門的な保育と看護を行うサービス
ショートステイ事業	保護者の疾病や家庭での保育が一時的に困難な場合などに、子どもを預かる短期間の保育サービス
放課後児童健全育成（学童保育所）	昼間、就業等で保護者が家庭にいない小学校4年生までの児童を対象に保育を行う学童保育所等
障がい児保育	健常児との集団保育が可能で、一定条件をクリアしている障がい児に対して、発達に応じた適切な保育を行うサービス
幼稚園	学校教育法による学校の一つで、満3歳から小学校入学前までの幼児を預かり、心身の発達を図り、集団生活に慣れさせることを目的とした教育機関
預かり保育（幼稚園）	幼稚園が入園児を対象に通常の教育（開園）時間後も預かるサービス
地域子育て支援拠点（子育て支援センター）	親子の交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を行う子育て支援の拠点施設
ファミリー・サポート・センター事業	地域において、子どもの預かり等の援助を行いたい人と受けたい人からなる登録制の組織で、援助をする登録会員が、依頼者に代わって行う保育サービス事業

## 関連施設の一覧

施設等区分	施設名	住 所	電話番号
認可保育所（園）	市立かすみが丘保育所	郭内 2-333-8	22-0042
	市立まつが丘保育所	松岡 45	22-0303
	市立あだたら保育所	岳温泉 1-183	24-2754
	市立あだち保育園	油井字田向 20	61-3290
	市立小浜保育所	小浜字藤町 283	55-2124
	市立杉沢保育所	杉沢字江戸内 140-1	57-2202
	市立針道保育所	針道字佐勢ノ宮 181-1	46-2633
	のびのび保育園	金色 417-2	23-4118
	認定こども園子供の館中里保育園	中里 49-12	22-3745
認可外保育所（園）	きらきら保育園	大壇 117-4	22-5482
	杉の子保育園	館野 1-365-1	22-1617
	えくぼ保育園	上竹 2-315-2	23-6405
	なかよし保育園	金色 393-6	23-6456
	ホウトク学園	冠木 83	23-4090
	おひさま保育園	高越松ケ作 349-2	23-1199
企業内保育施設	ヤクルトさくらんぼ保育施設	金色 397-2	22-1640
	枅記念病院	住吉 100	22-3100
幼稚園（市立）	塩沢幼稚園	塩沢町 1-238-1	22-1139
	杉田幼稚園	中江 195-1	23-0531
	石井幼稚園	平石町 365-1	23-4785
	大平幼稚園	太子堂 282	22-0756
	はらせ幼稚園	原セ才木 380	22-6008
	油井幼稚園	油井字台 5	23-5445
	渋川幼稚園	渋川字神明森 27	54-2641
	川崎幼稚園（※1）	上川崎字上種田 1	52-2101
	小浜幼稚園	小浜字藤町 100	55-3044
	新殿幼稚園	西新殿字永作 10	57-2709
	旭幼稚園	田沢字鳥上 40	56-2469
	太田幼稚園	太田字塚田 47-1	47-3230
	木幡幼稚園	木幡字下小寺山 121-1	46-2203

施設等区分	施設名	住 所	電話番号
幼稚園（市立）	針道幼稚園	針道字合戸 158	46-2204
	戸沢幼稚園	戸沢字下田 146	46-2024
〃（私立）	同朋幼稚園	竹田 1-193	22-0739
	二本松カトリック幼稚園	若宮 1-361	22-0508
	二本松幼稚園	亀谷 1-28	23-0664
	まゆみ幼稚園（認定こども園）	竹田 2-133	22-0145
	岩代幼稚園	小浜字新町 387	55-2024
児童デイサービス	発達支援センターあだたら	郭内 2-333-8	22-2800
児童センター	二本松児童センター	亀谷 1-5-1	23-4121
子育て支援センター	二本松地域子育て支援センター	金色 403-1	23-0415
	安達地域子育て支援センター	油井字田向 20（あだち保育園内）	61-3290
	岩代地域子育て支援センター	小浜字藤町 283（小浜保育所内）	55-2124
ファミリー・サポート・センター	NPO法人子育て支援グループ ころろ	本町 2-3-1（市民交流センター内）	23-4740
小学校	二本松南小学校	亀谷 2-123	23-0049
	二本松北小学校	郭内 1-1	23-0029
	塩沢小学校	塩沢町 1-238-1	22-0203
	岳下小学校	大壇 175-1	22-0269
	安達太良小学校	岳温泉 1-177-1	24-2010
	原瀬小学校	原セ才木 380	22-0946
	杉田小学校	中江 195-1	22-0704
	石井小学校	小高内 3	22-4166
	大平小学校	竹ノ内 22-1	22-0754
	油井小学校	油井字台 5	22-0206
	渋川小学校	渋川字神明森 27	53-2004

施設等区分	施設名	住 所	電話番号
小学校	川崎小学校 (※2)	上川崎字上種田 1	52-2002
	小浜小学校	小浜字藤町 100	55-2238
	新殿小学校	西新殿字永作 10	57-2201
	旭小学校	田沢字鳥上 44	56-2321
	東和小学校 (※3)	針道字大町西 46	46-3412
中学校	二本松第一中学校	郭内 2-56-1	23-0870
	二本松第二中学校	沖 3-301	22-1006
	二本松第三中学校	大作 165	22-0707
	安達中学校	油井字田向 100	53-2104
	小浜中学校	小浜字反町 411	55-2236
	岩代中学校	西新殿字一本木 188	57-2203
	東和中学校	針道字大町西 1	46-2103
学童保育所	風の子クラブ	亀谷 1-5-1 (二本松児童センター内)	23-4121
	どんぐりクラブ	竹田 1-193 (同朋幼稚園内)	22-0739
	ひだまりクラブ	塩沢町 1-238-1 (塩沢住民センター内)	22-1263
	なかよしクラブ	向原 265-3 (勤労者福祉会館内)	22-7594
	ニコニコクラブ	岳温泉 1-177-1 (安達太良小学校内)	24-2029
	あおぞらクラブ	中江 208-4 (杉田子ども館内)	23-3727
	元気っ子クラブ	竹ノ内 22-1 (大平小学校内)	62-3020
	油井児童クラブ	油井字台 5 (油井小学校内)	23-8484
	あだち子ども館	渋川字上弘川 96-1	54-2281
	ひまわりクラブ	小浜字藤町 100 (小浜小学校内)	65-2650
	とうわっ子クラブ	針道字蔵下 22 (東和支所内)	66-2526

施設等区分	施設名	住 所	電話番号
相談窓口	健康増進課保健係	油井字砂田 101 (安達保健福祉センター)	55-5110
	二本松保健センター	金色 403-1	55-5108
	岩代保健センター	上長折字行部内 126-1	65-2820
	東和保健センター	針道字蔵下 22	66-2500
	家庭児童相談室	金色 403-1 (市役所)	22-0783
	子育て支援課子ども家庭係	〃	55-5094
	〃 保育所幼稚園係	〃	55-5112
	福祉課障がい福祉係	〃	55-5113
	学校教育課指導係	〃	55-5152

※1：平成22年4月1日より、上川崎幼稚園と下川崎幼稚園が統合され、川崎幼稚園になります。

※2：平成22年4月1日より、上川崎小学校と下川崎小学校が統合され、川崎小学校になります。

※3：平成22年4月1日より、下太田小学校・木幡第一小学校・木幡第二小学校・針道小学校・北戸沢小学校・南戸沢小学校・上太田小学校が統合され、東和小学校になります。

## 医療機関等の一覧

## 小児科標榜医療機関（地域ごとの50音順）

医療機関名	診療科目	住所	電話番号
佐久間内科小児科医院	内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・ <u>小児科</u>	本町 1-237	22-0570
社会保険二本松病院 ※小児科診療は毎週火・木の午後 3時30分まで	内科・ <u>小児科</u> ・外科・整形外科・ 泌尿器科 産婦人科・皮膚科	成田町 1-553	23-1231
(医)実生会 土川産婦人科医院	婦人科・内科・ <u>小児科</u> ・麻酔科	松岡 265-15	22-0035
土川内科小児科医院	内科・胃腸科・循環器科・ <u>小児科</u>	槻木 250-3	22-6688
みうら内科クリニック	内科・胃腸科・ <u>小児科</u>	羽石 110-6	22-5512
(医)森小児科医院	<u>小児科</u>	郭内 2-341	22-3215
渡辺医院	産婦人科・内科・ <u>小児科</u>	正法寺町 186-1	62-3000
かさい小児科クリニック	<u>小児科</u>	油井字福岡 161-1	22-8800
(医)佐藤内科胃腸科医院	内科・胃腸科・ <u>小児科</u>	油井字八軒町 54	22-0174
(医)広仁会 金子医院	内科・ <u>小児科</u>	小浜字反町 528	55-2343
小野崎医院	内科・ <u>小児科</u>	針道字上台 36	46-2001
(医)博愛会 東和クリニック	内科・消化器科・循環器科・呼吸器科・ <u>小児科</u> ・リハビリテーション科	針道字蔵下 120-1	66-2122

## その他の医療機関（地域ごとの50音順）

医療機関名	診療科目	住所	電話番号
(医)青木整形外科医院	整形外科・リウマチ科・リハビリテ ーション科	榎戸 1-316-1	22-3103
(医)安齋内科胃腸科医院	内科・胃腸科	若宮 5-1	22-3001
桑島耳鼻咽喉科医院	耳鼻咽喉科・気管食道科・アレルギー 科	若宮 2-159-7	23-3387
整形外科・内科 小林医院	整形外科・内科・皮膚科・泌尿器科	根崎 2-197	22-0682
(医)静心会 齋藤医院	内科・神経科・心療内科	若宮 2-204-1	22-0036
さくらクリニック	内科・外科	藤之前 53	62-3931
鈴木皮フ科クリニック	皮膚科	本町 2-74	22-6877
(医)ダザイ胃腸科内科医院	内科一般	表 1-495-1	22-9255
東雲堂医院	内科・外科・消化器科・循環器科	岳温泉 1-164-2	24-2830
野地眼科医院	眼科	若宮 1-183	23-0024
(医)外科・胃腸科・肛門科 原医 院	外科・胃腸科・肛門科・内科・皮膚 科	若宮 2-162-4	23-2111

医療機関名	診療科目	住所	電話番号
春山あだたら診療所	内科・消化器科・外科	苗松 1	24-2024
本田レディースクリニック	婦人科・内科・産科	本町 1-229	22-0301
(医)辰星会 枅病院	内科・呼吸器科・消化器胃腸科・循環器科・アレルギー科・外科・整形外科・リハビリテーション科・リウマチ科	本町 1-103	22-2828
(医)辰星会 枅記念病院	内科・呼吸器科・消化器科・外科・整形外科・循環器科・心臓血管外科・脳神経外科・神経内科・肛門科・リハビリテーション科	住吉 100	22-3100
(医)三浦内科医院	内科一般	亀谷 2-208-1	23-3883
(医)慈水会 みずのクリニック	内科・神経内科・リハビリテーション科・脳神経外科	根崎 1-55	23-5158
(医)菊慈会 きくち整形外科	整形外科・リハビリ科	油井字背戸谷地 7-3	23-2627
しかの眼科	眼科	油井字福岡 158-2	62-2520
(医)高橋内科医院	内科	油井字中田 2-1	22-5636
ばばクリニック	泌尿器科・内科・耳鼻咽喉科	油井字福岡 441-2	24-7122
二本松市岩代国民健康保険診療所	内科・循環器科	百目木字町 58	56-2461
和田医院	内科・外科・胃腸科・整形外科・肛門科	小浜字新町 20	55-2303
(医)安齋内科胃腸科下田診療所	内科・胃腸科	太田字下田 99-1	46-2010
(医)静心会齋藤医院太田診療所	内科・神経科・心療内科	太田字若宮 19	47-3508

#### 歯科医（地域ごとの 50 音順）

医療機関名	住所	電話番号
あだたら歯科医院	榎戸 1-309-4	22-0397
安齋歯科医院	東町 45	22-0724
伊藤歯科医院	金色久保 196	22-2277
岩崎歯科医院	藤之前 33-5	22-8500
岩本歯科委員	本町 2-195	22-0033
大内歯科医院	向原 264-9	23-0750
(医)広仁会 金子歯科	郭内 1-15	22-4356
佐藤歯科医院	竹田 2-7-1	22-2883

医療機関名	住所	電話番号
三愛歯科医院	亀谷 2-261-2	23-5152
しみず歯科医院	東裏 52-1	22-9090
原歯科医院	本町 2-139	22-0209
ほんだ歯科クリニック	本町 1-24	22-8862
(医)辰星会 枳病院歯科	本町 1-103	23-1990
安田歯科医院	市海道 113	23-0642
デンティストワタナベ	若宮 2-164-3	22-0612
渡辺歯科医院	本町 2-190	22-0057
尾形歯科医院	油井字八軒町 10	23-0892
さとうデンタルクリニック	油井字福岡 161-3	62-0418
とうのす歯科医院	油井字八軒町 231	22-8422
歯科渡辺クリニック	油井字背戸谷地 20-3	22-3966
今古堂歯科医院	西新殿字松林 63	57-2184
佐藤歯科医院	小浜字新町 18	55-2596
みうら歯科医院	小浜字鳥居町 118	55-3008
和田歯科クリニック	小浜字鳥居町 48	55-2286
さいとう歯科医院	針道字町 9-1	46-2814
東和歯科クリニック	太田字沢木屋 156-1	61-7855

## 公園一覧

## 都市公園

公園名	所在地	主な施設等
霞ヶ城公園	郭内3丁目	箕輪門、二階層櫓、隅櫓、不老庵、洗心亭、あづまや、多目的広場、体育館、テニスコート、ピクニック広場、芝生広場、児童遊園地
安達ヶ原公園	安達ヶ原4丁目	あづまや、児童遊園地
郭内公園	郭内2丁目	多目的広場、児童遊園地
若宮公園	若宮2丁目	自由広場、児童遊技施設
岳公園	岳温泉2丁目	多目的広場、テニスコート
愛宕山公園	根崎1丁目	自由広場、あづまや、児童遊技施設
松岡児童遊園地	松岡	自由広場、児童遊技施設
真弓ひろば	本町2丁目	自由広場、児童遊技施設
茶園児童遊園地	茶園1丁目	自由広場、児童遊技施設
下山田団地児童遊び場	新座	自由広場、児童遊技施設
金色久保公園	金色久保	自由広場、児童遊技施設
金色公園	金色	自由広場、児童遊技施設
向原公園	向原	自由広場、児童遊技施設
蔵場山緑地公園	亀谷1丁目	自由広場、あづまや、緑地
湯の森公園	岳温泉1丁目	あづまや、水路、自由広場、児童遊技施設
安達ヶ原ふるさと村公園	安達ヶ原4丁目	ふるさと伝承館、ふるさと広場、先人館、水路
表西公園	表2丁目	自由広場、児童遊技施設
鏡ヶ池公園	岳温泉1丁目	あづまや、池、児童遊技施設
本町緑地公園	本町1丁目	あづまや、植栽、自由広場
杉田仲之内団地公園	杉田仲之内	自由広場、児童遊技施設、植栽
松南団地公園	大平山、新座、槻木	自由広場、児童遊技施設
塩沢ニュータウン団地公園	塩沢町2丁目	自由広場
竹田見附ポケットパーク	竹田1丁目	便所、植栽、自由広場

公園名	所在地	主な施設等
中里団地公園	中里	自由広場、児童遊技施設
久保丁ポケットパーク	本町1丁目	自由広場、植栽
表遊園1	表1丁目	自由広場、児童遊技施設、植栽
表遊園2	表1丁目	自由広場、児童遊技施設、植栽
智恵子の杜公園	油井字庚申山	あづまや、児童遊技施設、広場
渋川公園	渋川字小壇	児童遊技施設、藤棚
日渉公園	小浜字反町	あづまや、児童遊技施設
下館児童公園	小浜字下館	パーゴラ、児童遊技施設

### その他の公園

公園名	所在地	施設の主な特徴
ふれあいの森公園	成田町2丁目	只来沼、周辺山林の遊歩道、せせらぎを利用した遊び場
てっせんさぼう公園	古家	油井川沿いの公園、芝生の広場、石組みの水路
ささや親水公園	笹屋	油井川沿いの公園、せせらぎとのふれあい広場
稚児舞台公園	上川崎字稚児山	阿武隈川蛇行地域、奇岩怪岩の景勝地、ユキヤナギ（稚児桜）の群生地
川面河川公園	下川崎字十三仏山	阿武隈川河畔、芝生広場、カヌー競技の観覧地
田沢親水公園	田沢字中田	日山登山口の口太川河畔、近くの施設～パークゴルフ場、「自然の森美術館」散策路、キャンプ場
夏無沼自然公園	針道字夏無	口太山中腹、キャンプ場（バンガロー、炊事棟等）、口太山軽登山

**二本松市子育て支援計画  
次世代育成支援地域行動計画**

平成22年2月

編集・発行 二本松市福祉部子育て支援課

